

第一次宇和島市総合計画

# 宇和島新時代への道

自立・共生・協働のまち

“人と交わり、緑と話し、海と語らう きらめき空間都市”の実現を目指して

前期基本計画

(案)

平成19年11月

宇和島市

# 目次

第3部	前期基本計画	1
第1章	活力あふれる産業が展開するうわじま	2
1	農林業の振興	2
2	水産業の振興	8
3	商業の振興	13
4	工業の振興と新産業の開発	16
5	観光の振興	19
6	雇用対策と勤労者福祉の充実	23
第2章	だれもが健康で安心して暮らせるうわじま	26
1	健康づくり・医療体制の充実	26
2	地域福祉の充実	32
3	子育て支援の充実	35
4	高齢者支援の充実	40
5	障害者支援の充実	44
6	社会保障の充実	48
第3章	自然と共生する快適・安全なうわじま	52
1	環境自治体の形成	52
2	水道の整備	54
3	下水道の整備	54
4	廃棄物処理体制の充実	54
5	墓地・斎場の整備	54
6	公園の整備と緑化の推進	54
7	消防・防災体制の充実	54
8	交通安全・防犯体制の充実	54
9	消費者対策の充実	54
第4章	人々が集う魅力ある便利で安全なうわじま	54
1	計画的な土地利用の推進	54
2	市街地の整備	54
3	景観の形成	54
4	住宅施策の推進	54
5	道路・交通網、港湾の整備	54
6	情報化の推進	54

第5章	新時代を拓き生き抜く人材を育成するうわじま	54
1	学校教育の充実	54
2	生涯学習の充実	54
3	スポーツの振興	54
4	文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用	54
5	青少年の健全育成	54
6	国際化・地域間交流の推進	54
第6章	市民と共に歩むうわじま	54
1	人権尊重社会の確立	54
2	男女共同参画社会の形成	54
3	コミュニティの育成	54
4	市民と行政との協働体制の確立	54
5	自立した公共経営の推進	54

# 第3部 前期基本計画

# 第1章 活力あふれる産業が展開する うわじま

## 1 農林業の振興

### 施策の方針

四国西南の食産業拠点の形成を見据え、意欲と能力のある担い手の育成をはじめ、環境変化に即した多面的な振興施策を推進し、まちづくりの中核を担う農業の維持・高度化を進めるとともに、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、計画的な森林整備を推進します。

### 現状と課題

わが国では、食の安全や健康な食生活に対する関心の高まり、農業構造改革の立ち遅れ、国際化の進展など、近年の農業情勢の変化を踏まえ、食の安全と消費者の信頼の確保、地産地消、食育の展開、担い手の明確化などを重視した取り組みが進められつつあります。

本市は、温暖な気候と傾斜地の多い地形、内陸部の盆地など独特の自然条件を生かし、古くから農業を基幹産業として発展してきました。現在、傾斜地における果樹栽培と平野部における米の生産を中心に、野菜生産や畜産などが行われ、全国有数のミカン産地として、また県下有数の美味米産地として内外に広く知られています。

しかし、果樹における消費者ニーズの多様化による消費量の減少、供給過剰、産地間競争の激化による価格の低迷、長期にわたる米の生産調整など、本市の農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、農業従事者の高齢化や兼業化、担い手不足、これらに伴う遊休農地・耕作放棄地の増加といった問題がさらに深刻化してきているほか、畜産においても高齢化等による転廃業が進んでいる状況にあり、農業生産機能はもとより、水源かん養機能や洪水防止機能等の農業の持つ多面的機能の低下が懸念されています。

このような状況の中で、本市のまちづくりの中核を担う農業を維持し、さらに発展させていくためには、生産者自らが近年の農業情勢の変化を的確に踏まえ、積極的かつ主体的に農業に取り組める環境の整備を総合的に進めていく必要があります。

このため、今後は、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実や維持・保全を進めながら、意欲と能力のある担い手の育成を集中的・重点的に進めていくとともに、生産性・品質・安全性の向上や新品種の導入・産地化の促進、さらには食の安全・安心の確保や地産地消の促進、都市住民や消費者との交流の促進など、多面的な取り組みを一体的に推進し、新たな時代の自立した農業・農村の実現と農業の持つ多面的機能の保全・活用に努める必要があります。

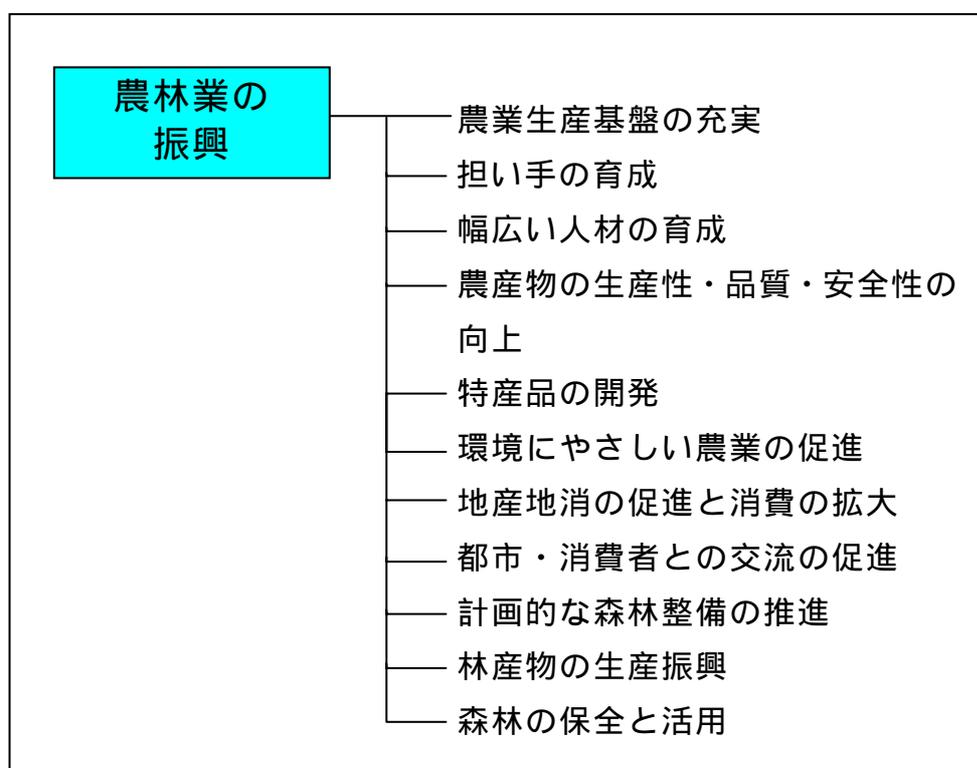
一方、林業は、全国的に生産活動が停滞傾向にあり、これに伴い、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全などの森林の持つ多面的機能の低下が懸念されています。

本市は、森林が総面積の約7割を占めており、そのうち約7割が民有林で、スギ、ヒノキを中心とする広大な人工林が形成されています。

これらの人工林は、除・間伐など適切な保育が必要な時期を迎えています。林道・作業道の整備の遅れや外材の輸入増加による価格の低迷等による生産意欲の低下、林業従事者の減少や高齢化などにより、放置された森林が増加し、森林機能の総体的な低下が懸念されています。

このため、今後は、森林が将来にわたって適正に管理され、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、林道・作業道の整備を進めながら、森林組合を中心に合理的な森林整備を進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 農業生産基盤の充実

関係機関と連携し、農地や農道、用排水施設の整備を進め、農業生産基盤の一層の充実に努めます。

農道や用排水施設等の農業資源を維持・保全する地域ぐるみの共同活動を支援します。

農業振興地域整備計画の見直しを行いながら、整備された優良農地の保全及び有効活用に努めるとともに、中山間地域における農業生産の維持、遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、関係機関と連携した農地パトロールの実施や指導の推進、中山間地域等直接支払制度の活用を図ります。

## (2) 担い手の育成

経営指導の強化や農地の流動化による利用集積等により、持続的に安定した経営が見込まれる意欲と能力のある認定農業者及び集落営農組織の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。

米、大豆の生産に関し、担い手に対象を限定して経営安定の支援を行う品目横断的経営安定対策の活用を図ります。

## (3) 幅広い人材の育成

相談・指導体制の強化や研修・交流機会の提供等を通じ、後継者や新規就農者の育成・確保に努めます。

女性や高齢者が能力を発揮できるよう、経営への参画や就農環境の向上に向けた支援施策を推進します。

## (4) 農産物の生産性・品質・安全性の向上

試験研究施設等関係機関・団体との連携による技術指導・支援体制の強化のもと、需要に応じた米の産地づくりを促進するとともに、果樹をはじめ野菜、畜産等各作目の生産性・品質・安全性の向上や一層のブランド化（他の商品・製品と区別し、優れていることを一般消費者に認知してもらうことにより、商品・製品の価値の向上を図ること）を促進します。

## (5) 特産品の開発

新たな品種や作目の導入・産地化を促進するほか、加工体制の充実を促進し、既存加工特産品の生産拡大及び新たな加工特産品の開発を促します。

## (6) 環境にやさしい農業の促進

家畜排泄物や廃プラスチック類など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルや有機・減農薬栽培など、食の安全・安心と環境に配慮した農業を促進します。

## (7) 地産地消の促進と消費の拡大

交流拠点施設の活用等による農産物の直売体制の充実、学校給食や他の公共施設との連携、市内観光事業者や商業者との連携、食育の推進、PR活動の強化等を通じ、地産地消を促進します。

全国・世界に向けたPR活動の展開や大消費地における出展活動・イベントの開催、推奨品認定制度の活用、産・学・官連携による市場開拓と国際競争力の育成等により、市外における消費の拡大に努めます。

## (8) 都市・消費者との交流の促進

都市住民や消費者との交流の促進、観光との連携、農地の有効活用の視点に立ち、グリーン・ツーリズムや観光農園、市民農園等の取り組みを促進します。

## (9) 計画的な森林整備の推進

森林整備の効率化を図るため、関係機関との連携のもと、林道・作業道の整備を進めます。

地域林業の担い手として、森林組合の育成・支援に努めるとともに、これと連携し、林業従事者・後継者の育成・確保に努めます。

森林所有者の意識啓発を進めながら、森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託、機械化を促進して合理的な森林整備体制を確立し、計画的な森林施業を促進します。

## (10) 林産物の生産振興

林業経営の安定化に向け、シイタケ等の林産物の生産振興を促進します。

## (11) 森林の保全と活用

森林の持つ多面的機能の持続的発揮、森林と水産業との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、市民との協働のもと、森林の保全及び育成を進めます。

環境教育やレクリエーションの場としての活用を進めるほか、木質ペレットなどバイオマスの利活用を進め、森林の総合的利用に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
耕作放棄地	ha	390	350
認定農業者数	人	432	562
農業者年金加入数	人	85	120
林道の整備延長	m	54,461	65,000

## 主要事業

施策の内容	主要事業
農業生産基盤の充実	農業資源基盤整備事業
	農業資源保全対策事業
担い手の育成	担い手育成事業
幅広い人材の育成	担い手育成事業
農産物の生産性・品質・安全性の向上	農業構造改革対策事業
特産品の開発	農業構造改革対策事業
環境にやさしい農業の促進	農地・水・環境保全向上対策
地産地消の促進と消費の拡大	ブランドづくり推進事業
都市・消費者との交流の促進	地域連携システム整備事業
計画的な森林整備の推進	林業基盤整備事業
	森林整備事業
林産物の生産振興	林業構造改善事業
森林の保全と活用	森林整備地域活動支援交付金事業

## 2 水産業の振興

### 施策の方針

四国西南の食産業拠点の形成を見据え、安全・安心でおいしい水産物を提供する新たな時代の魅力ある水産業の実現に向けた取り組みを総合的、計画的に推進します。

### 現状と課題

わが国の水産業は、魚離れからの国内消費の落ち込み、輸入水産物の急増に伴う価格の低迷、養殖魚の餌に使用される魚粉の高騰など、多くの問題を抱えています。その一方で、食の安全性に対する消費者の関心が一層高まっており、安全・安心な水産物の提供に向けた生産・加工技術の向上、海外における高い評価を踏まえた輸出の促進など流通体制の見直しが求められています。

本市は、西部一帯に広がる恵み豊かな宇和海を生かした水産業のまちとして発展してきました。現在、51にのぼる漁港を有し、古くからの漁船漁業のほか、マダイ、ハマチなどの魚類の養殖や真珠・真珠母貝の養殖が盛んに行われており、全国有数の水産物の生産地として知られています。

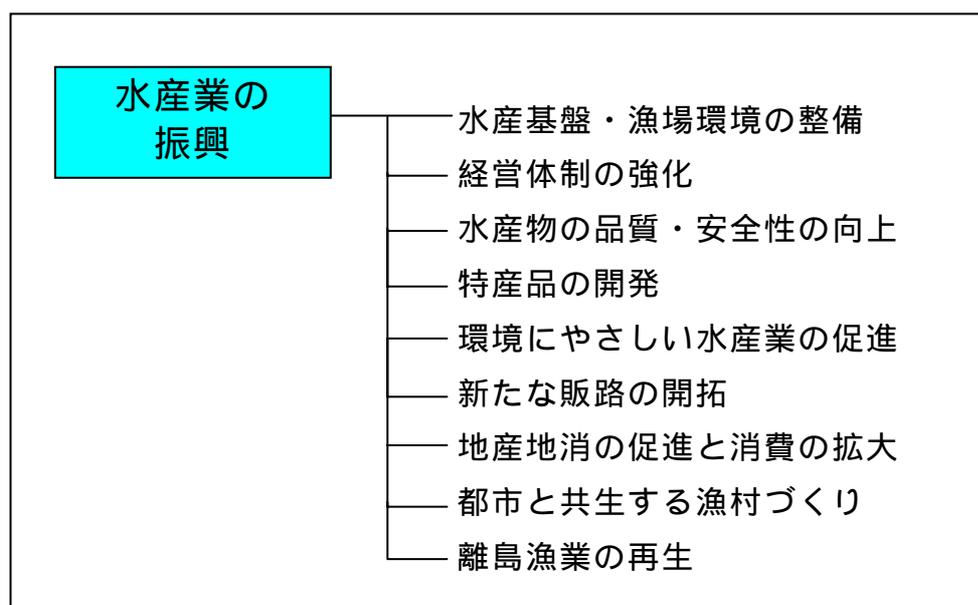
本市ではこれまで、漁港や漁場の整備など生産基盤の整備、漁業協同組合の合併支援や漁業経営体の育成等による経営体制の充実、安全・安心な水産物の供給支援をはじめ、本市のまちづくりの中核を担う水産業の振興に向けた多様な取り組みを積極的に進めてきました。

しかし、漁業者の高齢化や水産経済の低迷等に伴い、平成8年に2,119であった漁業経営体数は、平成17年には1,433までに減少するなど、深刻な状態にあります。

このため、今後は、水産業を取り巻く情勢の変化を的確に踏まえ、漁業者、関係機関・団体、行政の意識改革及び一層の連携強化のもと、漁業生産基盤の整備や海域の環境保全を進めながら、経営体制の強化や水産物の品質・安全性の一層の向上、新たな特産品の開発、さらには地産

地消の促進や都市との交流の促進、離島漁業の再生など、多面的な振興施策を一体的に推進し、新たな時代の魅力ある水産業の実現に努める必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 水産基盤・漁場環境の整備

長期計画に基づき、各漁港の機能分担を図りながら、効率的な漁港整備及び適正管理を行うとともに、資源の維持・拡大に向け、魚礁の設置や藻場・増養殖場の造成など漁場の整備を推進します。

種苗放流・中間育成事業の充実を促進し、つくり育てる漁業の一層の振興に努めます。

生態系に配慮した海域の適切な利用と保全に向け、漂流・漂着ごみの除去をはじめ、美しい海を守り、未来に残す事業を推進します。

## (2) 経営体制の強化

水産業振興の要である漁業協同組合について、合併の促進など経営基盤の強化を促していきます。

関係機関・団体との連携のもと、研修・指導体制の充実を図り、企業の経営感覚を持つ担い手の育成、後継者及び青年・女性リーダーの育成・確保に努めます。

漁業者等の資本装備の高度化を図り、経営の近代化を促すため、水産制度資金にかかる利子補給を継続して実施します。

## (3) 水産物の品質・安全性の向上

安全・安心でおいしい水産物を供給するため、加工業におけるHACCP（国際的な食品衛生管理手法）等国際規準の認定取得の支援をはじめ、漁場から消費者までの品質及び衛生管理の徹底を促進します。

## (4) 特産品の開発

地域特産の有用貝類・海藻類の増養殖方法や利用方法を研究して普及を促進し、特産品としての定着に努めるとともに、これら特産品づくりを積極的に推進するため、試験研究施設の誘致・整備を進めます。

## (5) 環境にやさしい水産業の促進

水産業関連廃棄物の適正処理・リサイクルや養殖事業に伴う水質汚濁の防止等に留意した、環境にやさしい水産業を促進します。

## (6) 新たな販路の開拓

海外市場の開拓のため、産・学・官連携による研究を進め、加工技術の向上を促進するとともに、関連事業者を対象としたセミナーの開催等を通じ、輸出の促進及び国際競争力の育成、多様化する流通経路に対応した体制整備の促進に努めます。

## (7) 地産地消の促進と消費の拡大

交流拠点施設の活用等による水産物の直売体制の充実、学校給食や他の公共施設との連携、市内観光事業者や商業者との連携、食育の推進、PR活動の強化等を通じ、地産地消を促進します。

全国・世界に向けたPR活動の展開や大消費地における出展活動・イベントの開催、推奨品認定制度の活用等により、市外における消費の拡大に努めます。

## (8) 都市と共生する漁村づくり

都市との交流による漁村の活性化、ビジネスチャンスの支援に向け、虹色ツーリズムや観光漁業、シーカヤック体験等の取り組みを促進します。

## (9) 離島漁業の再生

離島の漁業集落が行う漁業の生産力の向上や集落の創意工夫を生かした新たな取り組みなどの漁業生産活動を支援し、離島漁業の再生を図りながら、水産業と漁村の果たしている役割や多面的機能の維持・増進を図ります。

### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
前年比漁業経営体減少率	%	3.5 (平成 17 年)	1.8
新規養殖魚種着業者数(トサカノリ・イワガキ・マハタ等)	戸	13	23
学校給食における地元水産物の使用食数	食	32,000	100,000
漁船漁業漁獲高	百万円	2,854 (平成 17 年)	3,200
養殖漁業漁獲高	百万円	36,763 (平成 17 年)	38,000

## 主要事業

施策の内容	主要事業
水産基盤・漁場環境の整備	水産基盤整備事業（漁港）
	水産基盤整備事業（漁場）
	漁港海岸保全事業
経営体制の強化	農林漁業振興事業資金利子補給事業
水産物の品質・安全性の向上	地域提案型雇用創造促進事業
特産品の開発	有用貝類・海藻類試験研究事業
環境にやさしい水産業の促進	漁場環境保全事業
	省エネルギー型漁業推進事業
	循環型社会バイオマス利活用推進事業
新たな販路の開拓	輸出関連促進事業
	地域再生計画に伴う産官学連携研究事業
地産地消の促進と消費の拡大	魚食普及び食育推進事業
都市と共生する漁村づくり	元気な漁村づくり推進事業
	シーカヤック関連整備事業
離島漁業の再生	離島漁業再生支援交付金事業

## 3 商業の振興

### 施策の方針

広域的な商業中心地としての機能の維持・強化を図るため、商工会議所等関係機関・団体と連携し、商店街の活性化、中心市街地の再生に向けた取り組みを推進します。

### 現状と課題

近年、車社会の発展や大規模店舗の郊外進出により、郊外や近隣都市へ消費が流出し、全国的に既存商店街や中心市街地の空洞化が深刻化しており、その活性化が大きな課題となっています。

本市は、古くから商業が盛んであり、市内はもとより北宇和郡や南宇和郡、高知県西北部までを商圈とする広域的な商業中心地として発展してきました。現在、市内には、宇和島地区中心部における7商店街をはじめ、合計12にのぼる商店街が形成されています。

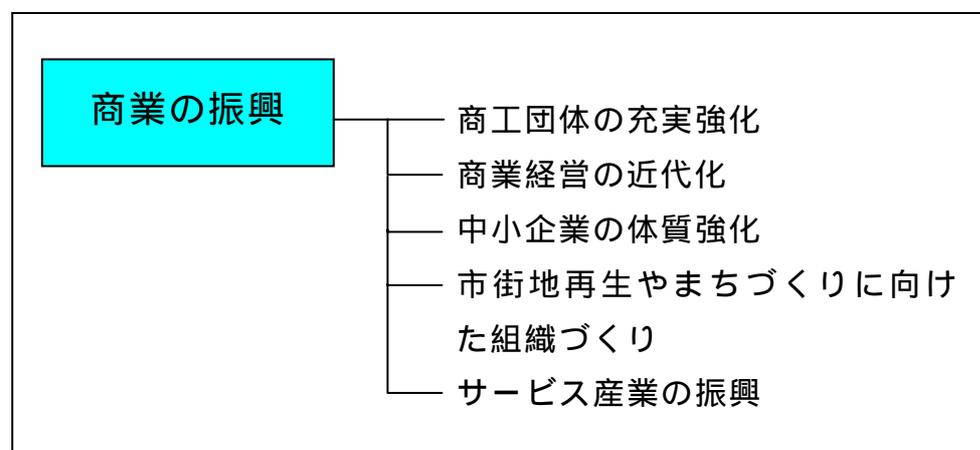
しかし、高速自動車の整備等により、松山市等へ消費が流出しているほか、郊外の国道沿いや宇和島道路付近へ進出した大規模店舗やロードサイド店、コンビニエンスストア等への消費の流出が進み、市内商店街は閉店やシャッター街化が目立つなど厳しい状況にあります。

このような中、本市では、商店街の衰退に歯止めをかけるべく、空き店舗活用事業や中小企業振興資金融資制度等によって商業活性化を図ってきました。

今後も、これらの事業を継続・進展させるとともに、四国西南地域の中核都市としての地域特性を生かすための事業を展開し、商業振興を図ることが急務の課題となっています。

このため、商工会議所や商工会、各組合と連携して地域資源を生かした特産品の開発や市街地活性化を目指すまちづくり会社の育成などを検討・推進していく必要があります。また、商店街が抱える後継者不足や来街者の減少、空き店舗の増加などの問題を解決するため、商業者の育成や個性ある商店の形成を支援していくことが必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 商工団体の充実強化

商工会議所、商工会、各組合など商工団体の充実強化を促進し、商工業の活性化に向けた各種活動の活発化を促します。

### (2) 商業経営の近代化

商工会議所等関係機関・団体との連携のもと、経営革新や後継者の育成、空き店舗対策、地域密着型サービスの展開、農林水産業や観光と連携した特産品の開発・販売など、近代的・魅力的な商業活動を促進します。特に、空き店舗を利用し、来街者のニーズにあった施設を運営するなど、商店街のにぎわいを再生するための自助努力を支援します。

### (3) 中小企業の体質強化

中小企業の経営の安定化、経営体質の強化に向け、各種融資制度の運用を図ります。

#### (4) 市街地再生やまちづくりに向けた組織づくり

中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地及び商店街の再生を見据え、その中心となるまちづくり会社の設立を目標に、商業者リーダーの育成や組織づくりを図ります。

#### (5) サービス産業の振興

関係機関・団体との連携のもと、少子高齢化に対応した福祉・介護サービスをはじめ、地域ニーズに対応した多様なサービス産業の育成に努めます。

### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
商店街の空き店舗率	%	14.9	13.5
商店街の1日通行客数	人	18,981(平日) 19,894(休日)	20,000(平日) 21,000(休日)
市の商業環境に満足している市民の割合( )	%	8.9	10.0
市内で買い物をしている市民の割合( )	%	85.8	87.0

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

### 主要事業

施策の内容	主要事業
商工団体の充実強化	商工会合併推進事業
商業経営の近代化	空き店舗対策事業
中小企業の体質強化	中小企業振興資金融資制度
市街地再生やまちづくりに向けた組織づくり	まちづくりの主体となる組織・リーダー育成事業
サービス産業の振興	商店街におけるコミュニティ・ビジネス事業

## 4 工業の振興と新産業の開発

### 施策の方針

地域活力の向上と雇用の場の確保を見据え、既存企業の活性化や新産業の開発を促進していくとともに、優良企業の誘致に努めます。

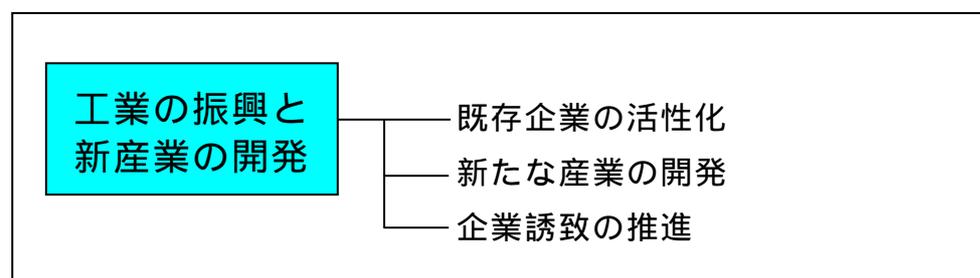
### 現状と課題

工業の振興は、地域経済の活性化はもとより、雇用の創出に直結するものとして、まちづくりの上で大きな位置を占めていますが、景気回復の遅れや経済のグローバル化、消費者ニーズの変化などにより、地方の工業は依然として厳しい状況が続いています。

本市の工業は、縫製や食品加工、真珠加工、木材製品製造などの伝統的な地場産業と、自動車部品製造などの誘致企業によって構成されており、これまで本市経済の発展と雇用の場の確保に貢献してきましたが、取り巻く環境が依然として厳しい中で、事業所の撤退や縮小が進み、事業所数や従業者数、製造品出荷額いずれも減少傾向にあります。

このため、今後は、商工会議所等各関係組織・団体との連携はもとより、産・学・官等各分野の連携を強化して一体的な支援に努め、地場産業の高度化や新産業の開発、起業化を促進していくとともに、積極的な誘致活動を展開し、優良企業の立地を促進していく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### ( 1 ) 既存企業の活性化

本市の食産業の中核を担う食品加工業と真珠加工業をはじめとする既存企業について、商工会議所等関係機関・団体との連携のもと、経営革新や後継者の育成、技術の向上、製品の高付加価値化を支援し、活性化を促進します。

### ( 2 ) 新たな産業の開発

商工会議所等関係機関・団体との連携のもと、産・学・官及び産業間連携の促進やセミナー・研修会の開催、アドバイザーの派遣をはじめ、産業開発や起業を支援する施策を積極的に推進し、豊富な地域資源を生かした新たな産業の開発や起業化を促進するとともに、商店街におけるコミュニティビジネスの育成に努めます。

### ( 3 ) 企業誘致の推進

四国横断自動車道の整備による交通立地条件の向上等を生かし、工業用地の確保・整備のもと、関係機関と連携しながら、情勢の変化に即した企業誘致活動を積極的に展開し、優良企業の立地を促進します。

## 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
推奨品認定証紙の年間販売数	枚/年	70,600	85,000
企業の誘致件数	件	0	2
市の地場産業の振興や企業誘致に関する 取り組みに満足している市民の割合( )	%	4.2	10.0

注) ( )の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
既存企業の活性化	宇和島市推奨品認定制度
	宇和島地域ブランド化事業
新たな産業の開発	宇和島地域ブランド化事業
企業誘致の推進	企業誘致(留置)及び工場誘致
	立地企業に対する奨励金制度

## 5 観光の振興

### 施策の方針

交流人口の増加、観光・交流から定住・移住の展開に向け、体験型・滞在型の観光機能の強化を重点に、多面的な取り組みを一体的に推進します。

### 現状と課題

癒しや食、自然体験、人とのふれあいを求める傾向が強まるなど、観光ニーズが一層多様化する中で、観光地には、こうしたニーズに柔軟に対応した“もてなし”が求められています。

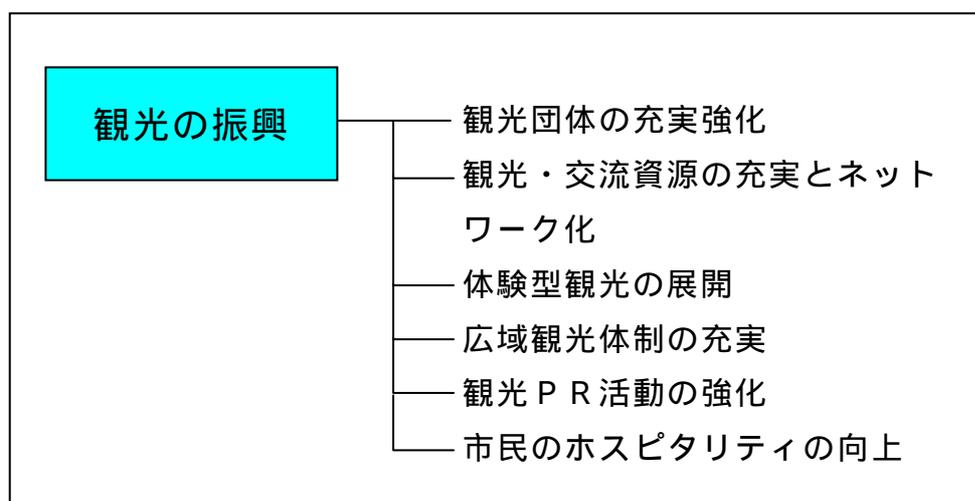
本市には、緑輝く山々と宇和海に包まれた優れた自然資源や、宇和島城、天赦園、和霊神社に代表される伊達家ゆかりの歴史資源をはじめ、全国的に有名な闘牛、うわじま牛鬼まつりをはじめとする祭りやイベント、四国霊場札所、南楽園、吉田ふれあい国安の郷、道の駅みまコスモス館、さらには津島やすらぎの里などの温泉や海水浴場、キャンプ場、フィッシングセンター、郷土料理、みやげ品など、有形・無形の観光・交流資源が数多くあり、市内観光施設等の利用者は年間200万人を超えています。

しかし、歴史と文化を中心的な観光要素としてきた本市の観光は、これらの多様な資源を十分に生かしきれていない状況にあり、観光都市としてのまちづくりへの取り組みに余地を残しています。

これからの観光振興は、市民が自らの生活の中で、市内外の人々との交流を深めつつ、本市ならではの文化や風土にあらためて目を向け、紹介、味わうといった視点が一層必要となります。

このため、今後は、交流人口の増加と、観光・交流から定住・移住への展開も視野に入れながら、歴史資源をはじめとする既存の観光資源のほか、柑橘類や米、魚、真珠などの農林水産資源を生かした体験型・滞在型の観光・交流機能の強化を重点に、既存資源の充実・活用やメニューの開発、PR活動の強化、市民のもてなしの心の醸成など、多面的な取り組みを進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 観光団体の充実強化

観光協会など観光団体の充実強化を促進し、観光振興に向けた各種活動の活発化を促します。

### (2) 観光・交流資源の充実とネットワーク化

関係機関や民間との連携、広域的連携のもと、市内の既存観光・交流資源の充実・活用を進めるとともに、これら資源をネットワークした市内観光ルートの設定や観光案内板の統一整備を図ります。

### (3) 体験型観光の展開

関連部局が一体となって、虹色ツーリズム（グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム）などの農山漁村体験の展開を促進します。

市民との協働のもと、離島体験、食文化体験、ものづくり体験、歴史体験など、本市ならではの体験メニューの開発、施設の確保や組織・人材の育成などメニューに応じた受け入れ体制の整備を進め、多彩なツーリズム観光の展開を促進します。

## (4) 広域観光体制の充実

県や周辺自治体との連携のもと、四国横断自動車道の整備進展等を踏まえた広域観光ルートづくりや広域的な集客活動の展開を図ります。

## (5) 観光PR活動の強化

多様なメディアを活用し、全国・世界に向けたPR活動を行うとともに、民間とのタイアップ等により、各種大会や合宿、ツアーの誘致を進めます。

## (6) 市民のホスピタリティの向上

人も観光資源の一つという視点に立ち、啓発活動の推進や講座・教室の開催等を通じ、市民及び観光関連事業者のホスピタリティの向上、地域の名人や観光ボランティアガイドの育成に努めます。

### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
観光入込客数(市内観光施設等の利用者)	千人	2,010	2,050
観光消費額	千円	4,291,240	4,377,000
市の観光基盤の整備状況に満足している市民の割合( )	%	7.5	10.0

注) ( )の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

**主要事業**

施策の内容	主要事業
観光団体の充実強化	観光情報発信事業
観光・交流資源の充実とネットワーク化	観光ルート整備事業
体験型観光の展開	うわじま虹色ツーリズム事業
広域観光体制の充実	観光情報発信事業
観光PR活動の強化	観光情報発信事業
市民のホスピタリティの向上	観光ボランティア育成事業

## 6 雇用対策と勤労者福祉の充実

### 施策の方針

若者の定住促進と就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。

### 現状と課題

地方産業の低迷、少子高齢化の急速な進行に伴う人口構造の変化等を背景に、地方における雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。

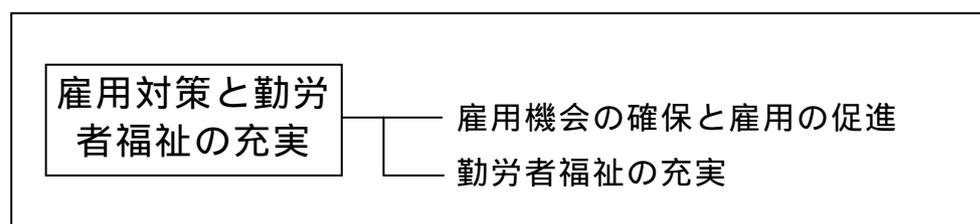
本地域においても、産業全体を取り巻く環境が一層厳しさを増し、事業所数が急速に減少する中、雇用情勢は極めて厳しく、有効求人倍率も、近年わずかに上昇しているものの、依然として国や県の水準を大幅に下回って推移しています。

このように雇用の受け皿に乏しいことから、若者の流出が一層進んでおり、市全体の活力の低下が懸念されています。

このため、各種の産業振興施策を一体的に推進するとともに、関係機関との連携のもと、雇用機会の確保や雇用の促進に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があります。

また、就業者が生きがいを持ち、健康で快適に働くことができるよう、労働環境の充実に向けた企業等への啓発をはじめ、勤労者福利厚生機能の充実に努めることが必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 雇用機会の確保と雇用の促進

優良企業の立地促進、セミナー・研修会の開催等を通じた産業開発・起業の支援、商店街におけるコミュニティビジネスの育成をはじめ、各種産業振興施策を推進し、雇用機会の確保・拡充に努めます。

ハローワーク等関係機関との連携のもと、就職相談や就職情報の提供、職業能力開発機会の提供等を進めるとともに、住宅施策と連動して定住・移住に向けた情報発信に努め、若者の地元就職及びU・J・Iターンを促進します。

男女雇用機会均等法の趣旨の普及、シルバー人材センターの充実支援、企業等への啓発等を通じ、女性や高齢者、障害者の雇用促進に努めます。

### (2) 勤労者福祉の充実

勤労者が健康で快適な生活を送れるよう、労働条件の向上や働きやすい環境づくりに向けた企業への啓発や、勤労青少年ホームの有効活用、余暇情報の提供など、勤労者福祉の充実に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
地域提案型雇用創造促進事業によって生み出される 1 就職者及び 2 雇 用者の人数	人	1 2 16(264)	90(101)
有効求人倍率	%	0.57	0.90
市の雇用・就労対策に関する取り組み に満足している市民の割合( )	%	4.4	10.0

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
雇用機会の確保と雇用の促進	地域提案型雇用創造促進事業
勤労者福祉の充実	企業への啓発活動

## 第2章 だれもが健康で安心して暮らせるうわじま

### 1 健康づくり・医療体制の充実

#### 施策の方針

市民一人ひとりの健康寿命の延伸と、そのための自主的な健康づくりの促進に向け、健康づくり推進計画等の指針に基づき、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努めるとともに、市民に安全・安心な医療サービスを提供できるよう、市立宇和島病院を核とした地域医療体制の充実を進めます。

#### 現状と課題

全国的に糖尿病等の生活習慣病が増加し、その予防対策が大きな課題となっています。このような中、国では生活習慣病予防の徹底を図るため、平成20年度から医療制度改革を行い、メタボリック・シンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入し、医療保険者（市町村）に対して生活習慣病に関する健康診査及び保健指導の実施を義務づけることとしており、今後市町村においては、従来の保健分野と国保分野等が一体となった新しい健康づくりが進められることとなります。

本市ではこれまで、全国平均や県平均を大幅に上回る速度で少子高齢化が進む状況を踏まえながら、市民の健康の保持・増進に向け、各種の保健事業を推進してきました。妊娠期から乳幼児期、学童・思春期については、母子保健事業として、すべての子どもが健やかに成長することを目的として各種事業を展開してきたほか、成人及び老年期においては、老人保健事業として、基本健康診査をはじめ、各種のがん検診等を実施し、疾病の早期発見に努め、要精密検査の人には家庭訪問、電話等により適切な医療につなげるべく支援を行ってきました。また、感染症の予防や心の健康に関する事業などにも取り組んできました。

しかし、高血圧や糖尿病、高脂血症等の生活習慣病の発症が多く、死

亡原因の大半を占める脳血管疾患及び心臓病の原因となっており、予防を重視した幼児期からの食育の推進をはじめとする生活習慣の改善が特に大きな課題となっているほか、少子化が急速に進む中で、子どもが健やかに生まれ、成長することができる社会づくりに向けた母子保健の一層の充実や、自殺の増加、うつ病等の相談の増加などに対応した精神保健事業の充実等が求められています。また、これら保健事業の拠点となる施設が不十分な状況にあり、今後一層求められる保健と福祉の一体化も見据えた施設整備が課題となっています。

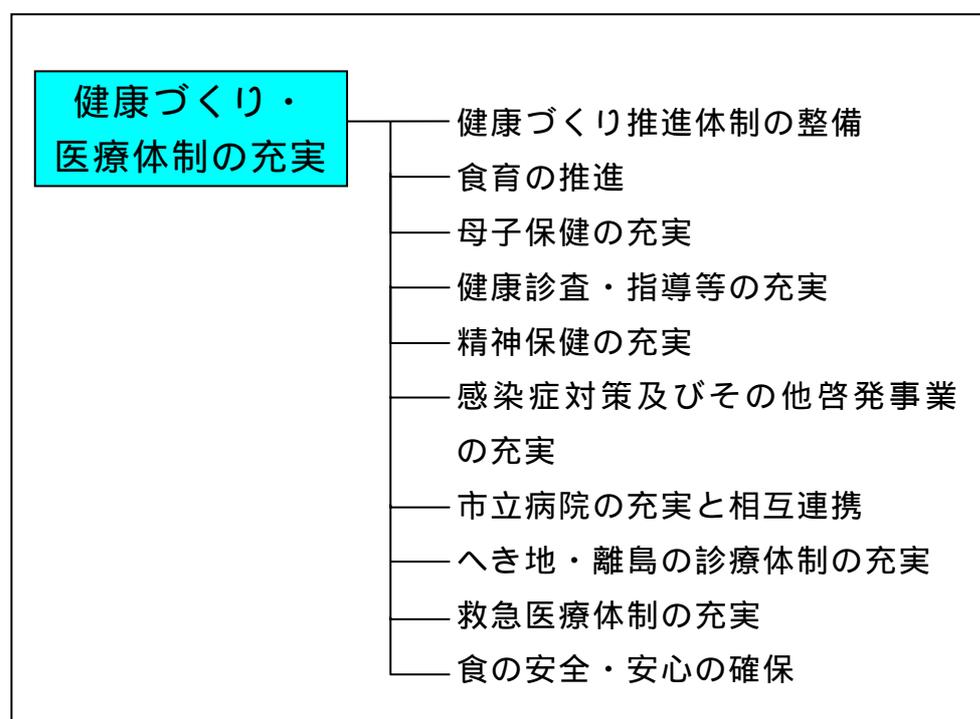
このため、本市の新たな健康づくりの指針として平成19年度に策定した健康づくり推進計画や特定健康診査等実施計画等の指針に基づき、また総合的な拠点施設の整備のもと、生活習慣病対策の充実・強化を柱とした体系的な保健サービスを推進していく必要があります。

また、医療については、市立病院として、四国西南地域の基幹病院である市立宇和島病院をはじめ、吉田病院、津島病院の3つの病院があるほか、国民健康保険直営診療所として、へき地・離島に9つの診療所(2出張所を含む)を設置・運営しています。

市立宇和島病院は、老朽化への対応や耐震化、機能強化に向け、平成21年7月完成予定で全面改築を計画しており、併設されている南予救命救急センターとともに、地域医療の核としての一層の充実・活用が期待されています。

しかし、医師の不足が大きな問題となっており、診療所においては、現在、1つの診療所が医師不在で、医師の兼任管理によって診療を行っている状況にあるほか、市立病院においても医師不足の状況にあり、医師の確保が緊急の課題となっています。また、高齢化の急速な進行や疾病構造の変化等に伴い、医療ニーズはますます高度化・複雑多様化し、救急医療ニーズについても増大していく傾向にあり、これらに対応した地域医療体制の充実が求められています。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 健康づくり推進体制の整備

本市の新たな健康づくり・福祉活動の拠点施設として、総合保健福祉施設の整備を図ります。

地域性に即した科学的根拠に基づく健康づくり施策を推進するため、関係機関と連携し、本市の健康づくりに関する調査やデータ分析を継続して行います。

### (2) 食育の推進

食育推進基本計画の策定のもと、市民主体の食生活改善運動の促進をはじめ、関連部局、関係機関・団体が一体となって食育の推進に向けた取り組みを進めます。

### (3) 母子保健の充実

妊娠・出産期から学童・思春期に至るまで、家庭訪問や健康診査、育児相談、育児学級などの各事業の一層の充実を図り、すべての子どもが健やかに生まれ育つよう支援に努めます。

### (4) 健康診査・指導等の充実

生活習慣病の予防に向け、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査・特定保健指導を実施するとともに、その他のがん検診等についても引き続き実施します。

健康相談や健康教育等についても、生活習慣の改善を重視し、内容の充実に努めます。

### (5) 精神保健の充実

関係機関と連携し、心の健康に関する意識啓発に努めるとともに、関連部局が一体となって治療や社会復帰・自立のための支援に努めます。

### (6) 感染症対策及びその他啓発事業の充実

関係機関と連携し、結核やエイズなどの感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、予防接種の必要性・有効性の啓発、実施体制の充実を図り、接種率の向上に努めます。

献血意識の啓発に努め、献血を推進するほか、骨髄バンク及び臓器提供に関する啓発や薬物乱用の防止に向けた啓発に努めます。

### (7) 市立病院の充実と相互連携

市立宇和島病院の全面改築の早期完成を図り、充実した医療サービスの提供に努めるとともに、市立宇和島病院、吉田病院、津島病院の機能・役割の明確化及び相互の連携強化、効率的な病院運営の推進、関係機関と連携した医師確保対策の強化を図り、包括的な医療システムの確立に努めます。

## ( 8 ) へき地・離島の診療体制の充実

へき地拠点病院としての市立宇和島病院と国民健康保険直営診療所の連携強化をはじめ、関係機関と連携した医師確保対策の強化や兼任管理体制の見直し、看護職員等の確保と住環境の整備、診療船うわじまの効率的な運行管理等を図り、へき地・離島の診療体制の充実に努めます。

## ( 9 ) 救急医療体制の充実

広域的連携のもと、南予救命救急センターの充実を進めるとともに、民間医療機関との協力体制を強化し、救急医療体制の充実に努めます。

## ( 10 ) 食の安全・安心の確保

保健所等関係機関・団体との連携のもと、監視・指導や情報提供・啓発など、食の安全・安心の確保に向けた施策を推進します。

### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
生後 4 か月までの赤ちゃん訪問率	%	新生児訪問率 24.7	100.0
乳幼児集団健康診査受診率	%	82.6	90.0
生活習慣病による死亡者の人口 10 万対の割合(65 歳未満の三大死因を含む)	%	平成 16 年 58.9	50.0
メタボリック症候群の指標	%		20.0
日頃、健康増進のための取り組みをしている市民の割合( )	%	72.4	85.0
診療所の医師数	人	3	5

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
健康づくり推進体制の整備	保健福祉施設整備事業
食育の推進	食育推進基本計画策定事業
	食生活改善協議会事業
母子保健の充実	母子保健事業
健康診査・指導等の充実	健康増進事業
精神保健の充実	精神保健事業
感染症対策及びその他啓発事業の充実	予防接種事業
	結核予防事業
	感染症対策事業
	献血推進事業
	骨髄バンク登録啓発事業
	臓器提供啓発事業
	薬物乱用防止啓発事業
市立病院の充実と相互連携	医師確保対策事業
へき地・離島の診療体制の充実	診療所医師招聘事業
	診療所看護師採用事業
	診療船うわじま維持管理事業
救急医療体制の充実	救急医療対策事業
食の安全・安心の確保	食品衛生管理事業

## 2 地域福祉の充実

### 施策の方針

すべての市民が住み慣れた地域で支え合いながら健康で安心して暮らせるよう、地域福祉計画の策定のもと、多様な主体の参画・協働による地域福祉体制の整備を進めるとともに、バリアフリー、ユニバーサル・デザインのまちづくりを推進します。

### 現状と課題

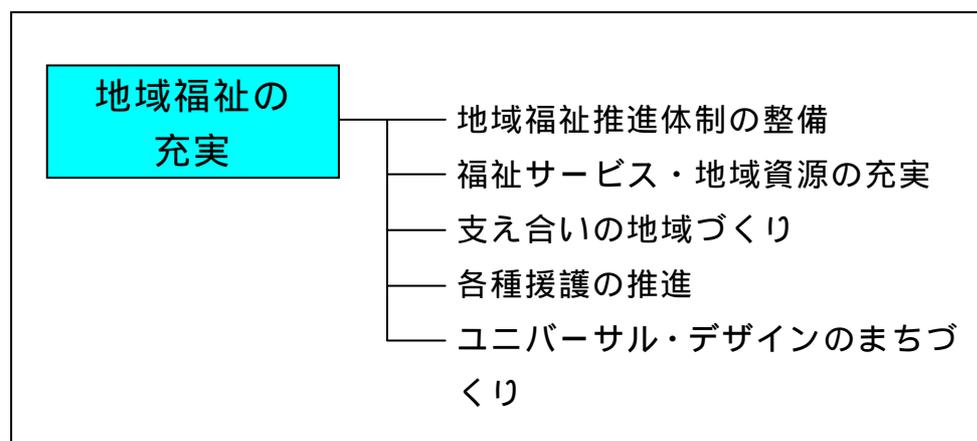
少子高齢化や核家族化の急速な進行に伴い、地域や家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、これからの社会福祉においては、個人が人としての尊厳を持ち、住み慣れた地域や家庭の中で、年齢や障害の有無等にかかわらず、その人らしい生活を送れるよう、公私協働のもとに自立を支援していくことが求められています。

本市では、社会福祉協議会が高齢者や障害者、児童等に対する幅広い福祉サービス・事業を行っているほか、社会福祉協議会と福祉ボランティア団体等とが連携し、地域における多様な福祉活動を行っています。また、本市には283人の民生児童委員が設置され、地域の相談窓口として機能しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行等に伴い、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが予想されるため、総合的な指針づくりのもと、地域福祉を推進する多様な担い手づくりや、支え合いの地域づくりなど、地域福祉体制の一層の充実を進めていく必要があります。

また、高齢者や障害者等が安全で安心して生活ができるよう、利用しやすい施設整備や道路整備を進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 地域福祉推進体制の整備

本市の実情に即した地域福祉を総合的に推進するため、関連サービス・事業を調整・統合化した地域福祉計画の策定を図ります。

市民が自分に適したサービスを選択し、安心して利用できるよう、関連部局、関係機関・団体相互の連携強化、総合的な情報提供・相談体制の整備、利用者の権利擁護のための施策の充実を図ります。

### (2) 福祉サービス・地域資源の充実

住民満足度の高い福祉サービスを提供するため、サービスの質の向上に向けた事業者への指導等に努めます。

社会福祉協議会をはじめ、民生児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等を育成・支援し、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。

### (3) 支え合いの地域づくり

支え合い助け合う地域づくりに向け、社会福祉協議会と連携し、広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催等を図り、市民の福祉意識の高揚に努めるとともに、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、コミュニティ施策とも連動した身近な地域を単位とした福祉ネットワークの形成を進めます。

#### (4) 各種援護の推進

遺家族等の援護や元軍人等の恩給に関する事業を行うほか、災害により生活の維持が困難となった市民に対する援護に努めます。

#### (5) ユニバーサル・デザインのまちづくり

すべての市民が不自由なく安全に安心して生活ができる環境づくりに向け、バリアフリー、ユニバーサル・デザインのまちづくりを推進します。

### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
いきいきふれあいサロン参加者数	人	8,154	8,500
福祉ボランティア登録者数	人	1,613	1,700
ボランティア・NPOの団体数	団体	75	80
地域福祉活動に参加している市民の割合( )	%	24.3	26.0
市のバリアフリー化への取り組みに満足している市民の割合( )	%	21.3	23.0

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

### 主要事業

施策の内容	主要事業
地域福祉推進体制の整備	地域福祉計画策定事業
福祉サービス・地域資源の充実	社会福祉団体活動推進事業
	民生児童委員協議会活動支援事業
	日本赤十字社活動支援事業
支え合いの地域づくり	福祉ボランティア育成事業
各種援護の推進	特別弔慰金事業
	軍人恩給事業
	災害援護事業
ユニバーサル・デザインのまちづくり	福祉環境整備事業

## 3 子育て支援の充実

### 施策の方針

本市の“宝”である子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育成されるよう、次世代育成支援行動計画の見直しのもと、多面的な子育て支援施策を総合的、計画的に推進します。

### 現状と課題

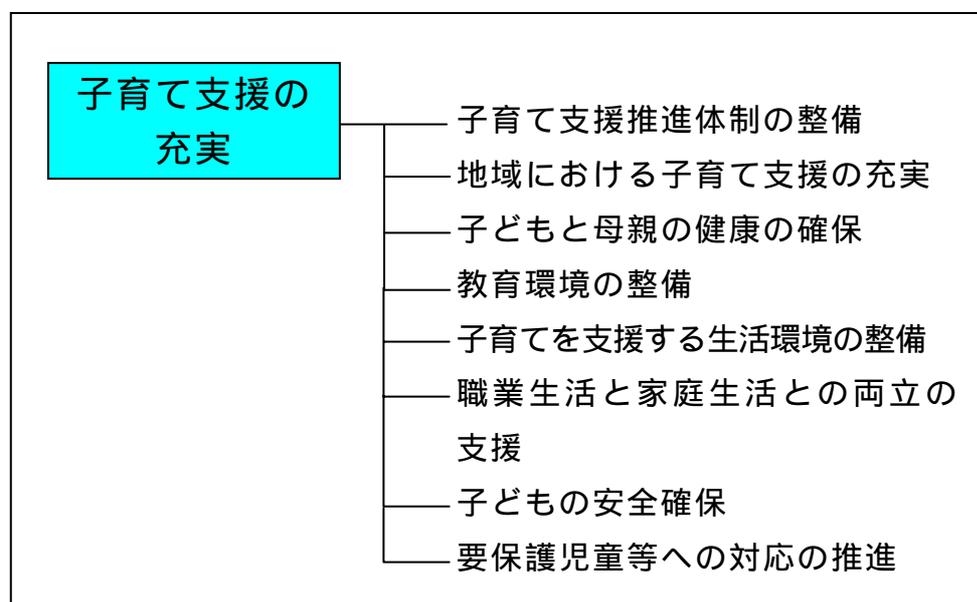
近年、わが国では、晩婚化、非婚化に加え、夫婦の出生力そのものの低下といった現象がみられ、少子化が深刻な問題となっています。

現在、本市には市立の保育所が23か所（定員1,405人）、民間の保育所が6か所（定員870人）あります。本市ではこれまで、次世代育成支援行動計画等に基づき、これら保育所における保育体制の充実をはじめ、各種手当の支給や医療費の助成などの経済的支援、放課後児童クラブの開設、ひとり親家庭への支援、要保護児童対策、さらには各種の母子保健事業など、多様な子育て支援施策を推進してきました。

しかし、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、出生数は依然として減少が続いているとともに、子育てへの不安や負担感、仕事と育児の両立への負担感が増大する傾向もみられ、あらためて市一体となって、少子化対策、子育て支援に力を入れていくことが求められています。

このため、次世代育成支援行動計画の見直しのもと、子育て家庭を市全体で支援するという視点に立ち、子育てにかかわる多様な主体が一体となって、多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 子育て支援推進体制の整備

子育て支援を総合的、計画的に推進するため、次世代育成支援行動計画の見直しを図ります。

### (2) 地域における子育て支援の充実

延長保育や一時保育の充実をはじめ、多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実を図るとともに、今後の保育所のあり方について検討しながら、保育所の統廃合や施設整備を行い、保育サービスの充実を図ります。

学童保育や地域子育て支援拠点事業の充実、ファミリー・サポート・センター事業の実施、児童館の設置、子育てに関する相談・情報提供の充実など、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

関係機関・団体、地域住民、ボランティアなどが連携した子育て支援のネットワークづくりを進めます。

各種手当の支給や医療費の助成等を通じ、子育てに伴う負担の軽減に努めます。

### ( 3 ) 子どもと母親の健康の確保

安全な妊娠・出産への支援及び子どもと母親の健康の確保に向け、各種の健康診査や訪問指導、相談等の充実を図るとともに、食育の推進や小児医療体制の充実に向けた取り組みに努めます。

### ( 4 ) 教育環境の整備

中・高校生が乳幼児とふれあう機会の提供をはじめ、次世代の親の育成に向けた取り組みの推進、学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上に向けた学習機会の提供など、子どもの心身の健やかな成長の助けとなる教育環境の整備を進めます。

### ( 5 ) 子育てを支援する生活環境の整備

市営住宅における子育てをしやすい環境整備など良好な居住環境の整備、公共施設や道路のバリアフリー化などによる子育てにやさしい環境の整備など、子育てを支援する生活環境の整備を進めます。

### ( 6 ) 職業生活と家庭生活との両立の支援

多様な働き方の実現や男性を含めた働き方の見直し、仕事と子育ての両立等に関する意識啓発や企業への働きかけなどを推進し、職業生活と家庭生活の両立を支援していきます。

### ( 7 ) 子どもの安全確保

関係機関・団体との連携のもと、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動等を推進し、子どもの安全確保に努めます。

### ( 8 ) 要保護児童等への対応の推進

関係機関・団体との連携のもと、要保護児童対策地域協議会を核として、児童虐待の早期発見、早期対応、防止、意識啓発等の推進、ひとり親家庭の自立に向けた支援の推進、障害児施策の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

## 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
保育所に入所している割合	%	54.3	58.0
延長保育を実施している保育園数	箇所	5	7
一時保育を実施している保育園数	箇所	5	7
放課後児童健全育成事業を実施している箇所数	箇所	8	10
地域子育て支援拠点事業を実施している箇所数	箇所	4	5

## 主要事業

施策の内容	主要事業
子育て支援推進体制の整備	子育て支援事業
地域における子育て支援の充実	保育所事業
	保育サービス事業
	次世代育成支援対策事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て支援問題対策事業
	児童手当事業
	児童扶養手当事業
	乳幼児医療事業
	母子家庭医療事業
子どもと母親の健康の確保	母子保健事業
教育環境の整備	教育活動・教育環境整備事業
	特別支援教育推進事業
	家庭教育支援総合推進事業
子育てを支援する生活環境の整備	福祉環境整備事業
	公営住宅整備事業
職業生活と家庭生活との両立の支援	企業への啓発活動
子どもの安全確保	健康安全教育推進事業
	交通安全啓発事業
	防犯団体育成事業
要保護児童等への対応の推進	相談事業
	要保護児童対策事業
	母子自立支援事業

## 4 高齢者支援の充実

### 施策の方針

すべての高齢者が尊重され、健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しのもと、介護予防を中心とした各種施策を総合的に推進します。

### 現状と課題

平均寿命の伸長と少子化の進行により、全国的に高齢化が進んでいます。特に、団塊の世代が高齢期に入る平成27年ごろには、高齢者人口がさらに急激に増加し、わが国の高齢化は新たな局面を迎えることが予想されています。

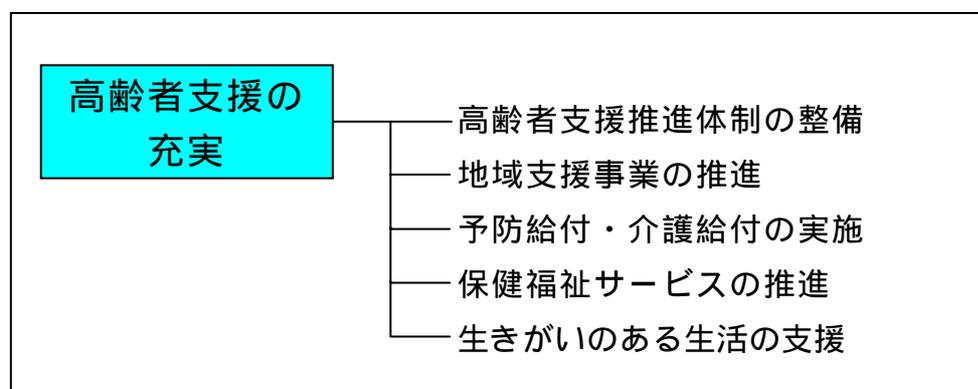
本市の65歳以上の高齢者数は、26,159人（平成19年4月1日現在住民基本台帳）、高齢化率は29.0%となっており、全国平均や県平均を大幅に上回る勢いで高齢化が進行しています。

本市ではこれまで、平成17年度に策定した高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護保険事業及び高齢者保健福祉施策を推進してきました。平成19年度には、介護予防の推進及び地域包括ケア体制の構築のための中核機関として、地域包括支援センターを設置し、総合的な介護予防システムの構築を進めています。

しかし、本市の高齢化は今後急速に進行し、特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれ、これに伴い介護や支援を必要とする高齢者が増加し、一方では、核家族化の進行等に伴う家族形態の変化により、家庭の介護力の低下が進むことが予想され、地域の実情に応じた高齢者支援の一層の充実が求められています。

このため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しのもと、また健康づくり推進計画に基づき、介護予防を柱とした各種施策を着実に推進し、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができる社会づくりを進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 高齡者支援推進体制の整備

高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況を点検・評価し、計画の見直しを図ります。

制度やサービスの周知はじめ、認定調査の充実、苦情への適正な対応、サービスの質の向上、関連施設・機能の整備・確保など、総合的な推進体制の強化を図り、持続可能な事業展開を図ります。

### (2) 地域支援事業の推進

一般高齡者及び要支援・要介護になるおそれのある高齡者に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、総合的な介護予防システムの定着を図ります。特に、地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を効果的に推進します。

### (3) 予防給付・介護給付の実施

要支援認定者を対象に、重度化を防止するための各種の介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等に対する予防給付を実施します。

要介護認定者を対象に、訪問介護や通所介護等の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービス等に対する介護給付を実施します。

## (4) 保健福祉サービスの推進

高齢者の介護予防・健康づくりに向け、国の医療制度改革を踏まえ、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談をはじめ、各種保健サービスの充実を図ります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護手当の支給や緊急通報装置の貸与をはじめとする福祉サービスを推進します。

## (5) 生きがいのある生活の支援

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や、高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

高齢者の就業、社会参加の促進に向け、シルバー人材センターの充実支援に努めます。

### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
高齢者人口に対する要介護認定者の割合	%	21.4	22.3
高齢者医療確保法に基づく特定健康診査受診率	%	28.9 (基本健康診査受診率)	65.0
シルバー人材センター会員数	人	324	400
60 歳以上の人口に対する老人クラブの加入率	%	25.6	30.0
市の高齢者福祉・介護サービスに満足している市民の割合( )	%	21.2	25.0

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
高齢者支援推進体制の整備	介護保険事業
	高齢者福祉事業
	老人保健事業
地域支援事業の推進	介護予防事業
	介護予防ケアマネジメント事業
	総合相談支援事業
	包括的・継続的ケアマネジメント事業
	権利擁護事業
	家族介護継続支援事業
	家族介護支援事業
	地域自立支援事業
予防給付・介護給付の実施	介護保険事業
保健福祉サービスの推進	老人保健事業
	家族介護継続支援事業
	地域自立支援事業
生きがいのある生活の支援	老人クラブ支援事業
	高齢者労働能力活用事業

## 5 障害者支援の充実

### 施策の方針

障害者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、障害福祉計画に基づき、また障害者計画の策定のもと、新たな事業体系に基づく施策を総合的に推進します。

### 現状と課題

障害の有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域の中で自立した生活を送り、安心して暮らせる社会の実現が求められています。

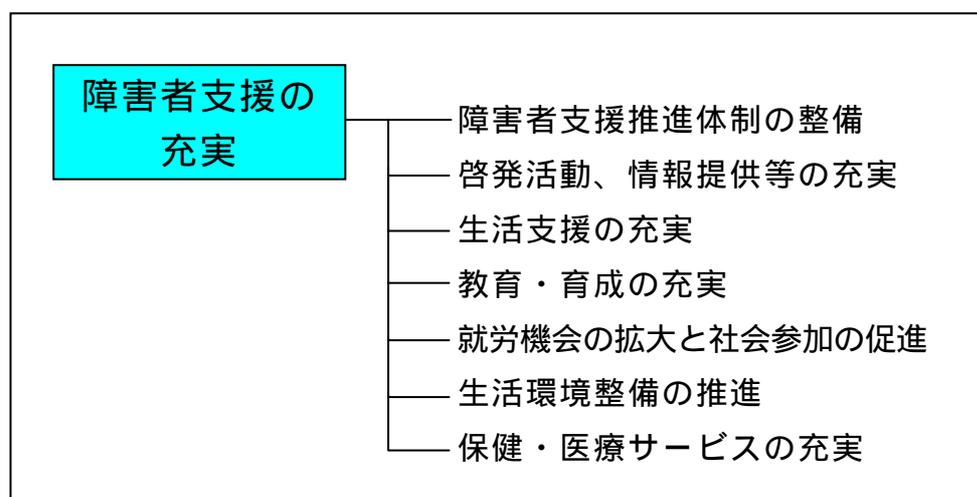
平成19年3月末現在、本市の身体障害者手帳所持者数は4,400人、療育手帳所持者数は750人、精神保健福祉手帳保持者数は300人となっています。

本市ではこれまで、こうした障害者が地域の中で普通の暮らしができる社会の形成に向け、ノーマライゼーションの理念の浸透に向けた啓発活動をはじめ、各種の経済的支援や支援費制度等による福祉サービス、保健・医療サービス、社会参加や就労促進に向けた施策など、多様な施策を推進してきましたが、近年、障害者数は年々増加傾向にあり、同時に障害の重度化・重複化や介護者の高齢化も進んでいます。

このような中、平成17年に障害者自立支援法が成立し、これまでの障害の種類を越えたサービスの一元化や事業体系の再編をはじめ、大幅な制度改革が行われ、これを受け、本市においても、平成18年度に新たな障害福祉計画を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また、これを含めた総合的な障害者計画の策定のもと、各種施策を総合的、計画的に推進し、障害者が地域の中で自立し、安心して暮らせる社会づくりを進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 障害者支援推進体制の整備

障害者支援を総合的に進めるため、障害者計画の策定を図るとともに、制度やサービスの周知はじめ、認定調査の充実、サービスの質の向上、関連施設・機能の整備・確保など、総合的な推進体制の強化を図り、持続可能な事業展開を図ります。

### (2) 啓発活動、情報提供等の充実

障害者や障害に対する市民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透を図るため、啓発活動や福祉教育、交流事業を推進するとともに、障害者団体、障害者ボランティア団体の活動支援に努めます。

障害者に対する相談や情報提供の充実に努めるとともに、手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援の充実に努めます。

### ( 3 ) 生活支援の充実

居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労の支援のための事業等に対する訓練等給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、新たな事業体系に基づく障害福祉サービスの提供を図ります。

### ( 4 ) 教育・育成の充実

関係機関との連携のもと、早期療育体制の充実や障害児保育・特別支援教育の充実、就学・進路相談の充実など、一貫した教育・育成に努めます。

### ( 5 ) 就労機会の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、就労に関する情報提供や事業所への啓発に努めるとともに、市内の障害者関連施設との連携を強化し、福祉的就労機会の確保、障害者の自立と社会参加のための各種活動の促進に努めます。

### ( 6 ) 生活環境整備の推進

障害者の地域における自立生活を支援するため、グループホームなどの暮らしの場の確保や、バリアフリー、ユニバーサル・デザインのまちづくり、防災・防犯、交通安全対策等を進めます。

### ( 7 ) 保健・医療サービスの充実

障害の予防と早期発見・早期療育に向けた関連部局の連携強化や母子保健事業の充実、生活習慣病対策を柱とした保健事業の充実に努めるとともに、地域医療・リハビリテーション体制の充実に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
コミュニケーション支援事業利用者数	人	321	486
日常生活用具給付等事業利用者数	人	213	516
移動支援事業利用者数	人	29	83
地域活動支援センター	人	153	197
市の障害者福祉サービスに満足している市民の割合( )	%	14.8	25.0

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
障害者支援推進体制の整備	地域生活支援事業
	障害者計画策定事業
啓発活動、情報提供等の充実	地域生活支援事業
生活支援の充実	地域生活支援事業
	自立支援給付事業
	重度心身障害者医療事業
	特別障害者(児)福祉手当事業
	特別児童扶養手当事務事業
教育・育成の充実	特別支援教育推進事業
	相談支援事業
就労機会の拡大と社会参加の促進	社会参加促進事業
生活環境整備の推進	福祉環境整備事業
保健・医療サービスの充実	自立支援給付事業

## 6 社会保障の充実

### 施策の方針

市民が健康で文化的な暮らしを営み、安心して老後の生活を送ることができるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

### 現状と課題

雇用状況が改善しつつあるとはいえ、経済不況の影響は大きく、わが国の生活保護の被保護者、保護率は依然として増加を続けています。

本市においても、生活保護の相談や開始件数は増加傾向にあり、保護率も年々上昇しています。また、被保護世帯の90%以上が高齢者、傷病、障害者世帯によって占められています。

このような中、今後とも、社会・経済情勢の影響を最も受けやすい立場にある被保護者に対し、生活保護制度を適正に運用するため、それぞれの実態把握に努め、各種の相談・指導・援助を充実する必要があります。

また、現在は要保護状態ではなくても近い将来要保護状態になる可能性が高い相談者も相当数あり、低所得者層に対する施策として、各関係機関との連携を密にしながら経済的自立と生活意欲の向上を促すための施策を展開していく必要があります。

国民健康保険制度は、国が義務としてその向上に努めなければならない社会保障制度の一環として行われる社会保険の一つであり、わが国の国民皆保険制度を担うものとして国民の健康の向上に寄与することを目的としています。

本市の国民健康保険事業は、世帯・被保険者ともに全体の半数以上を占めており、地域医療保険として市民の健康の保持・増進と福祉の向上に大きく貢献していく必要があります。

特に、急速に進む少子高齢化の中で、国保財源の厳しさはますますその度合いを増すものと思われます。このような中、国の医療制度改革が行われ、増加する医療費を抑制するため、40歳以上を対象とする特定

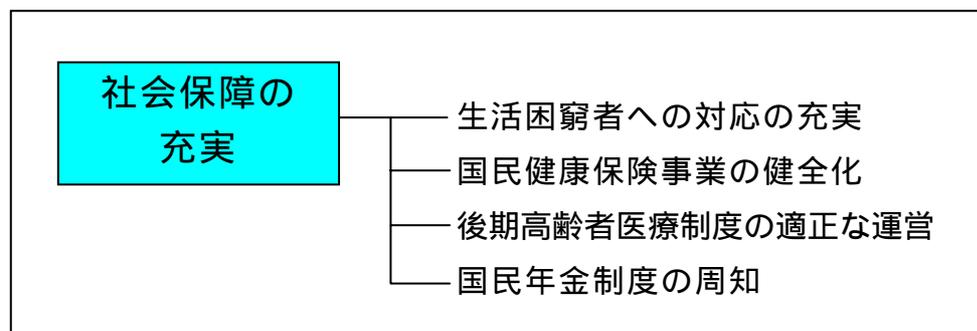
健康診査及び特定保健指導の実施が医療保険者（市）に義務づけられたほか、75歳以上の高齢者を対象とする新たな後期高齢者医療制度が創設されました。

今後は、こうした制度改革を踏まえ、社会保障制度として重要な位置を占める国保事業をさらに充実し、健全な運営に努めるため、国保財政の充実強化に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。また、健全な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、被保険者の健康増進に積極的に取り組む必要があります。

国民年金制度は、老後の収入を保障し、健全な国民生活の維持を図ることを目的としており、高齢者はもとより、若者にとっても必要不可欠な制度です。

しかし、制度に無関心な若者等が増加し、未加入者・未納者が増加傾向にあるほか、年金をめぐるさまざまな問題の発生等を背景に、制度への不信感が増大する傾向にあり、今後とも国民年金制度についての正しい理解の浸透を図っていくことが必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 生活困窮者への対応の充実

民生児童委員や関係機関との連携のもと、生活保護制度の周知を図るとともに、面接相談・指導・援助体制を充実させ、生活保護の適正な実施を図ります。

他法・他施策の活用及び関係機関との連携による自立支援の充実に努めるほか、被保護者の実態に応じた自立支援の内容及び実施手順等を定めた自立支援プログラムに基づき、個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施していきます。

### (2) 国民健康保険事業の健全化

関係機関との連携のもと、特定健康診査及び特定保健指導を中心とした生活習慣病対策、保健事業を総合的に推進するとともに、適正受診対策を推進し、医療費の適正化に努めます。

広報・啓発活動の充実や滞納者対策の強化、口座振替の促進等を通じ、国民健康保険料の収納率の向上に努めます。

### (3) 後期高齢者医療制度の適正な運営

後期高齢者医療制度について、広域的連携のもと、広報・啓発活動を通じた制度周知及び適正な運営に努めます。

### (4) 国民年金制度の周知

広報・啓発活動や年金相談の充実に努め、国民年金制度についての市民の正しい理解の浸透に努めるとともに、未加入者の加入促進に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
国民健康保険保険料収納率(現年度)の向上	%	93.59	94.50
国民健康保険被保険者の一人当たりの年間医療費(若人分+老人分)	円	321,000	305,000
生活習慣病 特定健診受診率	%		65.0
生活習慣病 特定保健指導実施率	%		45.0

## 主要事業

施策の内容	主要事業
生活困窮者への対応の充実	自立支援プログラム整備事業
国民健康保険事業の健全化	生活習慣病対策事業
	国保財政充実強化推進事業
後期高齢者医療制度の適正な運営	老人医療費適正化推進事業
国民年金制度の周知	国民年金周知事業

## 第3章 自然と共生する快適・安全な うわじま

### 1 環境自治体の形成

#### 施策の方針

内外に誇りうる「環境自治体うわじま」づくりに向け、環境基本計画等の指針づくりのもと、豊かな自然環境の保全をはじめ、多面的な環境・エネルギー施策を市民との協働のもとに積極的に推進します。

#### 現状と課題

地球温暖化の危機や資源の浪費による危機、生態系の危機など地球環境問題が深刻化する中、将来世代へも継承できる持続可能な社会の形成が強く求められています。

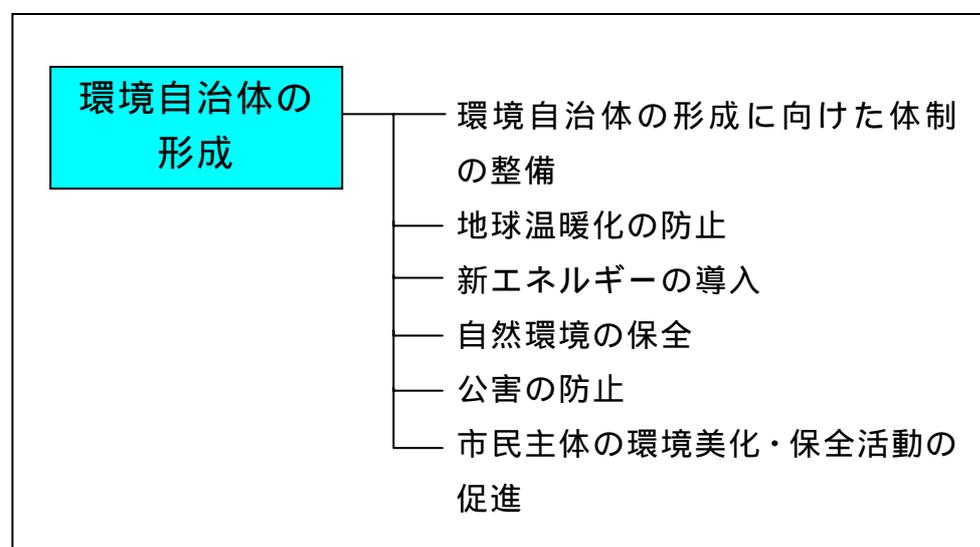
本市は、鬼ヶ城山系や篠山などの緑輝く山々を背に、宇和海をのぞむまちであり、緑と海に包まれた雄大で美しい自然が息づいています。

本市ではこれまで、これらの自然の保全をはじめ、水質汚濁等の公害の防止対策、環境保全に関する啓発活動や環境教育などを進めてきたほか、きれいなまち宇和島をみんなで作る条例を制定し、美化運動推進委員会の設置のもと、清潔で美しいまちづくりに向けた市民主体の環境美化運動の促進等に努めてきました。

また、環境保全の重要性が叫ばれる中、平成18年度には地域新エネルギービジョン等を策定し、新エネルギーの導入に向けた取り組みを進めているほか、現在、環境保全の総合的な指針となる環境基本計画や地球温暖化防止実行計画の策定に着手しており、新たな時代の環境・エネルギー施策を本格的に推進していく体制の整備を進めています。

今後、環境保全は、快適でうるおいのある定住環境の創出や循環型社会の形成、産業の活性化等につながるものとして、本市のまちづくりの上で一層重要なものとなってくることが予想されることから、各種指針に基づく施策を市民・事業者との協働のもとに積極的に推進し、四国をリードする環境自治体の形成を進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 環境自治体の形成に向けた体制の整備

全市的な環境保全の指針となる環境基本計画の策定を図るとともに、市の施設における地球温暖化対策を定めた地球温暖化防止実行計画の策定を図ります。

### (2) 地球温暖化の防止

地球温暖化防止実行計画に基づき、本市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等の措置を計画的に実行します。

### (3) 新エネルギーの導入

地域新エネルギービジョンに基づき、廃食用油リサイクルによる代替軽油に加え、太陽光エネルギーやバイオマスエネルギーの導入など、新エネルギー施策を推進します。

## (4) 自然環境の保全

土地利用関連計画に基づき、自然環境の保全に配慮した適正な土地利用を推進するほか、自然保護や生態系の保全等に関する市民主体の活動を促進します。

## (5) 公害の防止

海域・河川の水質汚濁をはじめ、大気汚染や騒音、悪臭、振動等について、関係機関との連携のもと、調査や監視、指導等を推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。

## (6) 市民主体の環境美化・保全活動の促進

環境美化、環境保全に関する啓発活動や環境教育を推進し、市民の環境美化・保全意識の高揚を図ります。

各種団体との連携による不法投棄対策の推進、自治会清掃やボランティア清掃の促進、環境監視員による環境パトロール活動の充実促進等を通じ、地域環境の美化に努めます。

市民や事業所による水質浄化運動や省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、グリーン購入（環境にやさしい製品購入）運動等を促進し、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着に努めます。

環境有用微生物群の普及により家庭雑排水等の浄化推進に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
家庭からの廃食用油回収量		4,191	4,400
市の自然環境の豊かさに満足している市民の割合( )	%	53.1	58.1
自治会清掃団体数	団体	79	140
ボランティア清掃団体	団体	141	200
E M菌配布量		41,621	70,000
放置車両件数	台	26	0
クリーン運動参加者数	人 (団体)	1,600 (33 団体)	2,000 (50 団体)
環境に配慮した生活をしている市民の割合( )	%	75.1	80.1

注) ( )の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
環境自治体の形成に向けた体制の整備	環境基本計画策定事業
	地球温暖化防止実行計画策定事業
地球温暖化の防止	地球温暖化防止事業
新エネルギーの導入	新エネルギー導入事業
自然環境の保全	環境対策事業
公害の防止	環境対策事業
市民主体の環境美化・保全活動の促進	環境美化推進事業

## 2 水道の整備

### 施策の方針

市民生活に一日も欠かすことのできない安全・安心な水の安定供給に向け、上水道事業・簡易水道事業の充実を図ります。

### 現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいます。

本市の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業等によって行っています。上水道事業は、これまで6次にわたる拡張事業を行い、給水区域の拡大、上水道普及率の向上に努めてきました。平成17年には、合併に伴い、旧3町の水道事業5事業を譲り受け、平成18年度末現在、給水人口86,468人の規模で経営しています。

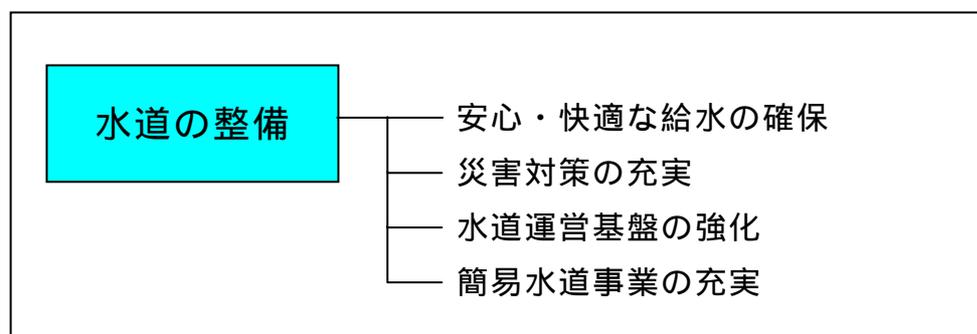
しかし、本市においても水道施設の老朽化は著しく、漏水事故が多発しており、これへの対応が課題となっているほか、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物の除去など水質管理の充実、南海・東南海地震に備えた水道施設の耐震化、整備事業にかかる費用の増大や将来的な給水人口の減少に伴う料金収入の低下等を考慮した効率的な経営などが求められています。

このため、今後は、平成20年度から平成33年度までの事業計画を定めた第7次水道整備事業計画に基づき、各種水道施設の整備を計画的に進めていくとともに、水道事業の健全運営に努める必要があります。

また、簡易水道事業については、島しょ部を含めた広大な給水エリアを有していますが、施設の老朽化により、たびたび故障に見舞われ、一時的に断水を余儀なくされたり、盆時期には、帰省者の増加に伴う使用水量の増加から、安定した水の供給が困難になるケースがみられます。

このため、老朽化した施設の更新及び機能向上、緊急時の迅速な対応に向けた関係業者との一層の連携、管理体制の充実等に努めることが必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 安心・快適な給水の確保

耐塩素性病原微生物による水質異常事故発生を防ぐため、浄水場施設を更新し、浄水処理方式を変更します。

漏水による有収率低下や管破損事故に起因する断水被害を防ぐため、老朽化した送配水管路（経年鑄鉄管、石綿管等）を順次更新していきます。

### (2) 災害対策の充実

水道施設の耐震化に向け、基幹施設の耐震補強工事を行います。

防災拠点、基幹病院への水道供給支援対策として、耐震性能を有する直送配水管路を新設し、震災時の給水確保に対して万全な対応を図るため、その調査・設計を行います。

震災時の管等の施設損傷事故が生じた際に、代替ルート等を利用した水の供給が迅速かつ適確に行えるよう、給水区域内全域の水道施設情報管理システムを整備しておくため、配管管理台帳の一元化やマッピングシステムの構築を図ります。

応急給水等の応援作業が円滑に行えるよう、南予地区水道事業者等との連携強化を図ります。

### (3) 水道運営基盤の強化

水道業務の効率化と人件費の削減を図るため、段階的に業務のアウトソーシング（外部委託）を行います。

### (4) 簡易水道事業の充実

老朽化した施設の更新と機能の向上を計画的に進めていくとともに、地元住民に節水を呼びかけ、安全・安心かつ安定した水の供給を図ります。

施設の運転管理や水道管等の修理・修繕に関し、地元自治会や関係業者との連携を密にし、緊急時にはアウトソーシングにより対応できる体制の整備に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
有収率	%	78.0	79.0
更新対象老朽管の残存率	%	28.2	27.0
基幹施設の耐震化済箇所数	箇所 (件)	0	3
管路の耐震化(完了)率	%	1.5	2.5
簡易水道有収率	%	85.6	87.0
簡易水道一人一日平均給水量		223	210
市の水道の整備状況に満足している 市民の割合( )	%	61.4	62.0
日頃から節水をしている市民の割合 ( )	%	85.2	86.0

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
安心・快適な給水の確保	第7次水道整備事業
災害対策の充実	第7次水道整備事業
	震災応急対策、震災復旧対策
	震災応急対策（応急給水等）
水道運営基盤の強化	業務効率化及びコスト縮減対策
簡易水道事業の充実	簡易水道施設更新事業
	簡易水道節水事業
	簡易水道施設維持管理事業

## 3 下水道の整備

### 施策の方針

海域や河川等の水質保全と、美しく快適な居住環境の確保に向け、全市的な汚水処理体制の整備のもと、地域特性に応じた下水道事業を効率的に推進し、全市的な水洗化を目指します。

### 現状と課題

下水道は、生活環境の向上、公共用水域の水質保全、浸水防除をはじめ、健全な水環境の維持・回復、循環型社会構築への貢献など、多面的な役割を担う重要な施設です。

本市では、中心市街地に公共下水道、海岸部の一部地域に漁業集落排水施設、その他の地域では、合併処理浄化槽を設置して汚水を処理しています。このような状況の中、公共下水道については認可区域内の整備率100%を目指して整備を行っているところです。一方、合併処理浄化槽については、個人による設置が進んでいますが、まだまだ処理能力の低い単独処理浄化槽や汲み取り式を使用している世帯も多く残っています。

雨水処理については、一部区域に都市下水路を整備していますが、台風や豪雨の際に恒常的に浸水する危険な区域も残っており、早期対策が必要となっています。

現在、公共下水道においては、事業計画の見直しや受益者負担金等における滞納整理の強化を図り、経営安定化に努めています。また、集落排水施設において、老朽化した既存施設の定期的診断を行い、維持管理を行うとともに、対象区域内の水洗化率の向上を図っています。公共下水道及び集落排水施設が整備されていない地域については、補助金を交付して合併処理浄化槽の設置を促進しています。

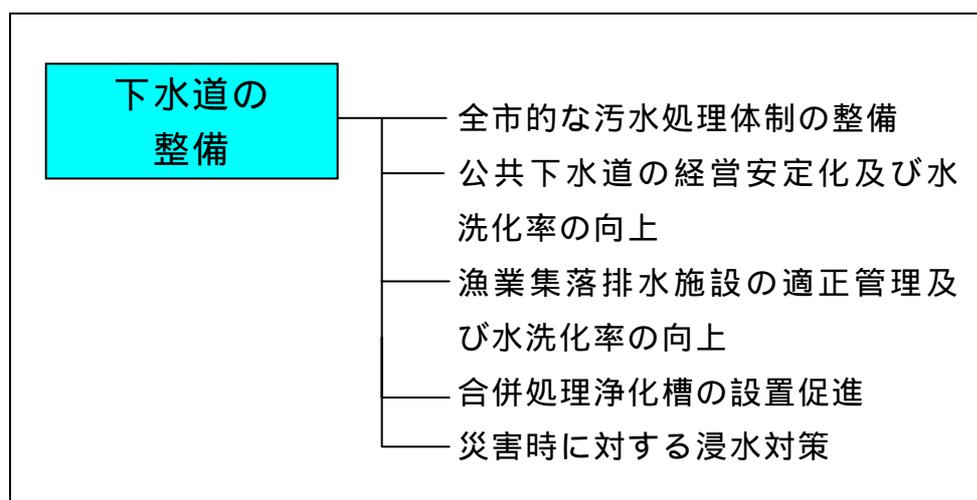
これら下水道の整備は、これからの本市のまちづくりにとって欠かせない事業ですが、国等の支援（交付税等）は年々削減されるなど、財政状況は一層厳しさを増しており、いかに効果的・効率的に事業を進めて

いくかが大きな課題となっています。

このため、今後は、関連部局が一体となって本市の汚水処理のあり方について検討し、地域の状況に応じ整備区域や整備手法等を見直して全市的な汚水処理計画を策定するとともに、これに基づき、公共下水道事業の計画的推進、集落排水施設の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進を図り、市全域における汚水処理施設の整備を効率的に進めていく必要があります。

また、台風や豪雨による浸水対策、老朽化した下水道施設（雨水ポンプ場や管渠等）の改修・改良も同時に進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 全市的な污水处理体制の整備

污水处理施策の一元化に向け、関係部局相互の連携強化のもと、事業計画の見直しを行い、全市的な污水处理計画の策定を図ります。

### (2) 公共下水道の経営安定化及び水洗化率の向上

運営上の事務効率の向上及び事業計画の見直し・精査を行い、下水道事業の安定した経営に努めます。

公共下水道への接続及び切り替えを促進し、既接続者と未接続者との負担の公平を図りつつ水洗化率の向上に努めます。

### (3) 漁業集落排水施設の適正管理及び水洗化率の向上

施設の老朽化への対応及び耐震化に向け、適正な維持管理を図るとともに、処理区域内の接続率の向上を促進し、海岸部の豊かな自然環境の保全に努めます。

### (4) 合併処理浄化槽の設置促進

単独処理浄化槽及び汲み取り式等から合併処理浄化槽への切り替え、住宅建設時の合併処理浄化槽の設置を促進します。

### (5) 災害時に対する浸水対策

台風や豪雨の際、速やかに対応できるよう関係部局との緊急連絡体制を整え、協力して雨水排除する体制を確立します。また、恒常的に浸水する危険区域に対し、浸水対策強化を図ります。

## 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
汚水処理人口普及率	%	41.7	47.6
公共下水道水洗化人口	人	12,097	15,300
公共下水道処理人口	人	17,735	18,000
集落排水水洗化人口	人	697	820
集落排水処理人口	人	1,201	1,040
合併処理浄化槽処理人口	人	18,782	20,500

## 主要事業

施策の内容	主要事業
全市的な汚水処理体制の整備	汚水処理計画策定事業
公共下水道の経営安定化及び水洗化率の向上	公共下水道事業
漁業集落排水施設の適正管理及び水洗化率の向上	漁業集落排水施設整備事業
合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽設置促進事業
災害時に対する浸水対策	災害及び浸水対策事業

## 4 廃棄物処理体制の充実

### 施策の方針

循環型社会の形成に向け、市民の自主的な3R運動を促進するとともに、広域的なごみ・し尿処理体制の充実を進めます。

### 現状と課題

循環を基調とするごみゼロ社会の実現が求められる中、従来からの生活様式を見直し、廃棄物を出さないライフスタイルに転換していくことが求められています。

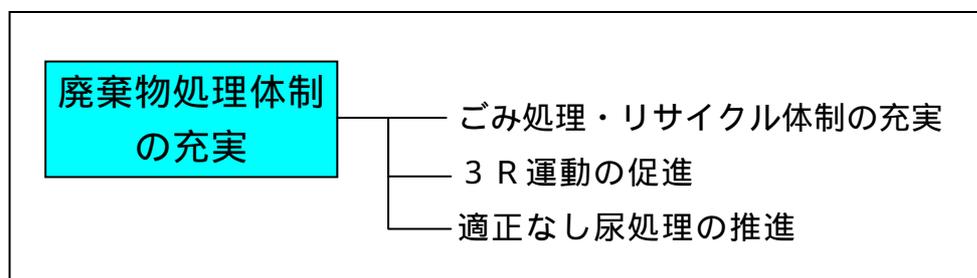
本市のごみ処理は、合併前の旧市町における体制を継承して地区ごとに収集・処理・処分・リサイクル等を行っており、市内3か所の処理施設と広域処理施設を稼働させています。

このような中、効率的なごみ処理体制の整備に向け、宇和島地区広域事務組合によるごみ処理の広域化が計画されており、平成25年度から新たな広域ごみ処理施設が稼働する予定となっています。

今後は、当面、現行の体制を継続しながら、市民の自主的な3R運動を促進し、ごみの減量化を進めていくとともに、広域的な連携のもと、ごみ処理広域化に向けた取り組みを計画的に進めていく必要があります。

また、し尿については、宇和島地区広域事務組合において広域的に処理していますが、下水道の整備状況等も考慮しながら、今後とも適正な収集・処理に努める必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) ごみ処理・リサイクル体制の充実

現行の体制に基づき、各施設の適正な維持管理と効率的な運営に努めるとともに、広域的連携のもと、県ごみ処理広域化計画等に基づき、宇和島地区広域事務組合による広域的な熱回収施設（焼却施設）やリサイクル施設、最終処分場の整備等を進め、新たなごみ処理体制への円滑な移行に努めます。

### (2) 3 R 運動の促進

啓発活動の推進をはじめ、家庭における生ごみの堆肥化や資源物の団体回収の促進、マイバッグ（買い物袋持参）運動の促進、紙類の分別収集やガラスびんの資源化の取り組み等を通じ、市民の自主的な3 R運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さないライフスタイルへの転換を促します。

### (3) 適正なし尿処理の推進

広域的連携のもと、今後とも宇和島地区広域事務組合によるし尿の適正な収集・処理に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
ごみ総排出量	t	31,575	32,116
市民一人当たりのごみ排出量	g / 日	947.26	1,026.28
リサイクル率	%	8.3	22.0
市のごみ処理・リサイクルの状況に満足している市民の割合( )	%	48.6	53.6
3 R 運動をしている市民の割合( )	%	68.9	73.9

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
ごみ処理・リサイクル体制の充実	広域廃棄物処理施設整備推進事業
3 R 運動の促進	ごみ減量化・資源化推進事業
適正なし尿処理の推進	し尿収集事業

## 5 墓地・斎場の整備

### 施策の方針

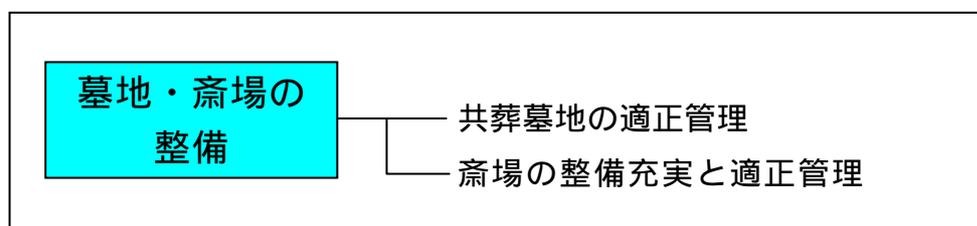
市民ニーズに対応し、共葬墓地の維持管理と斎場の整備充実に努めます。

### 現状と課題

本市には、市営の共葬墓地が9か所あるほか、火葬場については、静愁苑、吉田斎場、津島火葬場の3か所がありますが、周囲の自然環境との調和や利用者の利便向上を図るため、市民ニーズに対応した施設の整備充実や適正管理が求められています。

特に津島火葬場は、昭和35年に建設された施設で、老朽化が進んでおり、多額の予算を投じて維持補修を行っている状況にあり、早急な建設あるいは大規模改修が必要となっています。

### 施策の体系



### 施策の内容

#### (1) 共葬墓地の適正管理

引き続き共葬墓地の適正管理に努めます。

#### (2) 斎場の整備充実と適正管理

市民ニーズに対応し、斎場の整備充実、適正管理に努めます。特に津島火葬場については、老朽化に対応し、新規建設あるいは大規模改修を図ります。

**主要事業**

施策の内容	主要事業
共葬墓地の適正管理	共葬墓地管理事業
斎場の整備充実と適正管理	宇和島市葬祭施設管理事業

## 6 公園の整備と緑化の推進

### 施策の方針

スポーツ・レクリエーションの場、交流の場、子どもの遊び場の確保と防災機能の向上を図るため、公園・緑地の整備及び適正管理を図るとともに、快適な環境づくりに向け、緑化を推進します。

### 現状と課題

公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションに親しむ場、市民相互の交流の場、子どもの遊び場であるとともに、人々の生活にうるおいとやすらぎを与える空間として、また災害時の避難場所としての機能を持つ重要な施設です。

本市には、運動公園・総合公園・風致公園がそれぞれ1か所、歴史公園・地区公園がそれぞれ2か所、近隣公園が5か所、街区公園が8か所、都市計画区域外に設置する特定地区公園が1か所あるほか、県管理公園としてレクリエーション都市公園が1か所あります。

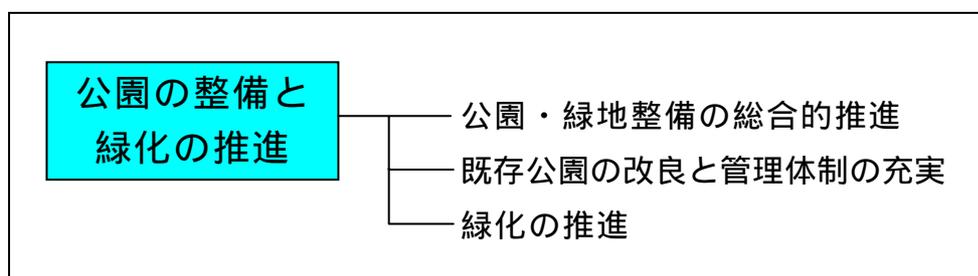
本市ではこれまで、これら公園・緑地の整備を計画的に進め、平成18年度には、本格的なスポーツ施設等を備えた丸山公園が完成しています。

しかし、児童・生徒数の減少や過疎化が進む中、子どもの健全育成の場・地域住民の交流の場としての地域特性に即した特色のある公園・緑地の整備や、人口動態に即したバランスのとれた公園・緑地の配置が求められているほか、これまで整備してきた公園・緑地の適正な管理・運営が課題となっています。

このため、今後は、全市的な公園・緑地整備の方向性を明確化し、効率的に整備を進めていくとともに、既存公園・緑地の改良及び適正管理を進めていく必要があります。

また、本市では、公共施設の緑化はもとより、きれいなまち宇和島をみんなでつくる条例に基づく市民の緑化運動、花いっぱい運動の促進に努めていますが、今後ともこれらの取り組みを積極的に推進し、花と緑あふれる快適な環境づくりを進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### ( 1 ) 公園・緑地整備の総合的推進

全市的な視点に立ち、公園・緑地整備に関する指針づくりを図るとともに、これに基づき、公園・緑地・親水空間等の整備を総合的かつ計画的に推進します。

### ( 2 ) 既設公園の改良と管理体制の充実

野球場スタンド等の大規模な建築物から街区公園内の遊具まで、老朽化した既存公園施設・設備の改良・更新を順次行い、公園・緑地本来の機能が損なわれないよう努めるとともに、地域住民や各種団体、企業等による公園・緑地の管理を促進します。

### ( 3 ) 緑化の推進

公共施設の緑化を推進するとともに、市民意識の啓発を行いながら、市民及び各自治会、行政等が一体となった体制の確立のもと、緑化運動、花いっぱい運動を展開します。

## 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
市民一人当たりの都市公園面積	m <sup>2</sup> /人	19.7	20.0
市の公園・緑地の整備状況に満足している市民の割合( )	%	29.7	35.0
緑化事業本数(苗木配布数)	本	38,870	50,000
緑化運動や花づくり運動をしている市民の割合( )	%	33.2	40.0

注) ( )の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
公園・緑地整備の総合的推進	公園管理事業
既存公園の改良と管理体制の充実	公園整備事業
緑化の推進	環境美化推進事業

## 7 消防・防災体制の充実

### 施策の方針

あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりに向け、地域防災計画等の指針に基づき、総合的な危機管理体制の整備を図ります。

### 現状と課題

地球温暖化の影響等により、全国各地において台風や集中豪雨による被害が一層甚大なものとなっているほか、地震についても、わが国は地震大国といわれ、無感地震を含めるとほとんど毎日発生しています。

近年、各地で大規模な地震が発生していますが、本市においても、近い将来に発生が確実視される南海・東南海地震等に見舞われた場合、大きな地震動とあわせて大規模な津波が押し寄せることも想定されています。

このような状況の中、各種災害対策を十分に検討するとともに、さまざまな災害が同時発生することも視野に入れ、災害は、想像を超えた現象を伴う場合があり、甚大な被害をもたらすことが多いことを認識しなければなりません。

本市においても、市民の生命、身体及び財産を守ることは、市の基本的な責務であり、重要な課題であると考え、新たな地域防災計画を策定しましたが、大規模な災害が発生した場合、どうしても市民や地域社会の災害対策活動が不可欠となります。

これからの防災対策においては、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切な役割分担をしていくことが求められています。

特に地震は、台風や集中豪雨などの災害と異なり、突発的に発生するものであり、初期消火、救出救助などの発生直後の自助、共助の果たす役割が極めて大切です。大規模な地震によって、同時多発的に被害が発生した状況では、行政の対応にはおのずと限界があります。

また、避難所についても、避難が長期化したような場合、できる限り

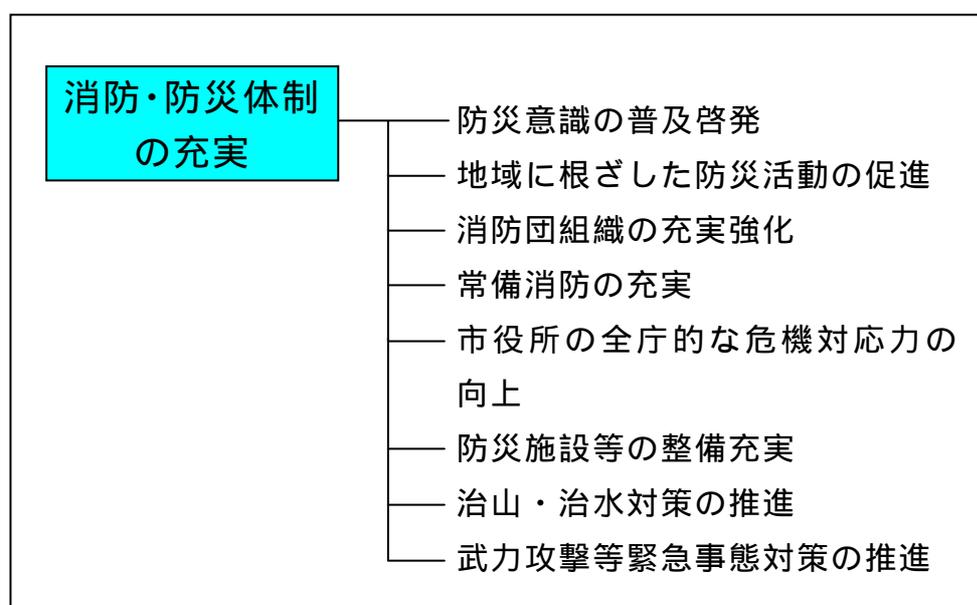
地域の自主防災組織を中心とした被災者の自主運営に切り替え、ボランティアがきめ細かなサポートをする体制が望ましいといわれています。

今後は、地域防災計画に基づき、各種防災訓練の実施、自主防災組織の育成により、危機管理体制の確立を図ることが必要です。また、消防団については、有事に備え恒常的な訓練を行い体制を維持していますが、国が積極的に推進する地方公務員等の消防団加入促進を行い、欠員となっている団員を確保するとともに、各種水利等の確保、老朽化に伴う消防機械器具等の計画的な更新、災害現場へ出動する団員自身の安全確保のための訓練環境の整備を行い、磐石の体制を編成する必要があります。常備消防についても、広域的連携のもとにさらなる充実が必要です。

また、防災行政無線の未整備地域における早期整備や老朽化した設備等の更新、市内全域の災害時要援護者情報の把握、市職員全員の意識の高揚と迅速かつ適切な危機対応力の向上、治山・治水対策の推進など、総合的な防災体制の確立に努めなければなりません。

さらに、世界的に問題となっているテロの脅威などへの対応を図るため、国民保護計画の周知に努める必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 防災意識の普及啓発

災害に対する備えを確かなものとするため、広報紙やホームページによる正確な情報発信により、市民の防災意識の向上に努めます。

### (2) 地域に根ざした防災活動の促進

「自分たちの地域は、自分たちで守る」体制の確立に向け、消防本部等関係機関と連携し、自主防災組織結成への継続的な働きかけと、訓練指導及び活動資機材の助成事業を展開し、その結成及び活動を支援します。

### (3) 消防団組織の充実強化

国が推進している地方公務員等の積極的な加入促進を図り、欠員補充に努めるとともに、研修・訓練の充実により、団員の資質向上と二次災害防止に努めます。

老朽化の著しい消防施設及び資機材等の計画的な更新、消防水利の確保を図ります。

### (4) 常備消防の充実

広域的連携のもと、職員の資質向上や消防施設・装備の計画的な更新を進め、宇和島地区広域事務組合による常備消防・救急体制の充実に努めるとともに、常備消防の広域化方針に対し、今後の常備消防のあり方について検討を行い、それに基づく体制整備を進めます。

### (5) 市役所の全庁的な危機対応力の向上

指揮本部の指示に基づき迅速かつ適切に対応できる体制を市役所内に構築するため、定期的な訓練や意識啓発を積極的に推進し、すべての市職員の危機管理に対する共通認識の浸透と危機対応力の向上を図ります。

## (6) 防災施設等の整備充実

防災行政無線の更新整備（デジタル化）及び未整備地区における新設を図り、緊急時の正確な情報提供に努めます。

備蓄施設の整備充実及び資機材の備蓄、災害時要援護者避難支援体制の充実、避難路・避難場所の周知徹底を図ります。

## (7) 治山・治水対策の推進

災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、自然との共生に配慮しながら、堤防や護岸等の海岸保全施設の整備、河川の改修、がけ崩れの防止や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を進めます。

## (8) 武力攻撃等緊急事態対策の推進

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画に基づく情報の提供、関係機関の連携協力などの施策を推進します。

### 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
自主防災組織の組織率	%	49.2	100.0
防災訓練参加者延人数	人	4,000	10,000
消防団員数	人	2,252	2,300
市の消防・防災体制に満足している市民の割合( )	%	43.5	80.0
避難路・避難場所を知っている市民の割合( )	%	70.0	100.0
食料・飲料の備蓄や家具の転倒防止など災害対策をしている市民の割合( )	%	22.4	50.0

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
防災意識の普及啓発	防災体制強化事業
地域に根ざした防災活動の促進	防災体制強化事業
消防団組織の充実強化	防災体制強化事業
常備消防の充実	防災体制強化事業
市役所の全庁的な危機対応力の向上	防災体制強化事業
防災施設等の整備充実	防災行政無線施設整備事業
治山・治水対策の推進	防災対策事業
武力攻撃等緊急事態対策の推進	防災体制強化事業

## 8 交通安全・防犯体制の充実

### 施策の方針

事故や犯罪のない安全・安心な社会づくりに向け、交通安全対策の一層の推進、市民と一体となった防犯体制の強化を図ります。

### 現状と課題

交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故が多発し、交通弱者対策が大きな課題となっています。

本市では、警察や宇和島市交通安全推進協議会などの関係機関・団体と連携し、交通指導員を中心とした交通指導をはじめ、交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交差点などの危険箇所の点検等を行い、交通安全施設の整備や道路環境の向上に努めています。

しかし、四国縦貫・横断自動車道の整備進展等に伴う国道56号の交通量の増加をはじめ、高齢者ドライバーの増加、安全確認の怠りなど、さまざまな要因によって交通事故は増加傾向にあり、宇和島警察署管内の平成18年における交通事故発生件数は565件、死傷者数は716人（死亡者8人、負傷者708人）となっており、より一層の対応が求められる状況にあります。

このため、今後の四国横断自動車道や宇和島道路、国・県道の整備等による通過交通量の一層の増加や、高齢化の急速な進行も考慮し、交通弱者を中心とした交通安全意識の啓発を一層推進していくとともに、危険箇所を中心とした交通安全施設の整備を行うなど、交通安全対策の総合的推進が必要です。

また、近年、子どもが被害者となる凶悪犯罪の発生、犯罪の低年齢化、広域化等を背景に、防犯体制の強化が特に重視されています。

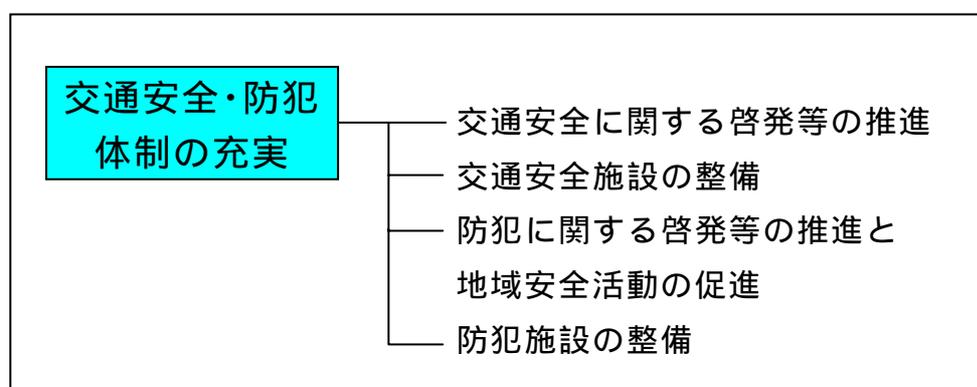
本市では、警察や宇和島地区防犯協会などの関係機関・団体と連携し、啓発活動の推進やパトロールカーによる定期的なパトロールの実施、青色パトロール隊の活動促進、防犯灯の設置等に努めています。

このような中、犯罪発生件数の増加には一定の歯止めをかけることができましたが、平成18年度における宇和島警察署管内の犯罪発生件数

は 1,011 件と千件を超えるほか、昨今の青少年を取り巻く環境の変化や核家族化、地域連帯感の希薄化等に伴い地域における犯罪防止機能の低下が懸念されています。

このため、今後は、関係機関・団体との連携をさらに密にしながら、街頭犯罪や侵入犯罪の抑止対策をより一層推進し、「安全・安心を肌で感じる 21 世紀の宇和島づくり」をスローガンに、犯罪の予防活動に努める必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### ( 1 ) 交通安全に関する啓発等の推進

関係機関・団体との連携のもと、交通指導員による交通指導をはじめ、交通弱者を中心とした交通安全教育・啓発活動を効果的に推進し、市民の交通安全意識の一層の高揚に努めます。

### ( 2 ) 交通安全施設の整備

危険箇所の点検・調査を行いながら、国・県道の歩道設置をはじめとする安全な道路環境の整備を要請していくとともに、市道等についても、交通量の多い路線や通学路を中心にガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備、危険箇所の改善を図ります。

### (3) 防犯に関する啓発等の推進と地域安全活動の促進

関係機関・団体との連携のもと、啓発活動やパトロール活動等の充実を図り、市民の防犯意識の一層の高揚に努めるとともに、青色パトロール隊の組織拡充や防犯に関するネットワークの形成など、市民の自主的な防犯・地域安全活動を促進します。

### (4) 防犯施設の整備

犯罪の未然防止と通行の安全性確保のため、地域における防犯灯の整備を支援します。

## 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
交通事故発生件数	件	565	340
交通事故死亡者数	人	8	0
交通事故負傷者数	人	708	420
犯罪発生件数	件	755	450
防犯灯設置数(延べ)	基	7,500	8,250
市の交通安全・防犯体制に満足している市民の割合( )	%	25.0	33.0
身近な地域での防犯活動に参加している市民の割合( )	%	17.9	25.0

注) ( )の市民の割合(実績)は、平成18年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

**主要事業**

施策の内容	主要事業
交通安全に関する啓発等の推進	交通安全啓発事業
	交通安全団体育成事業
交通安全施設の整備	交通安全施設整備事業
防犯に関する啓発等の推進と地域安全活動の促進	防犯団体育成事業
防犯施設の整備	防犯施設整備事業

## 9 消費者対策の充実

### 施策の方針

消費者の自立支援とトラブルの未然防止に向け、近年の環境変化を踏まえた消費者対策を推進します。

### 現状と課題

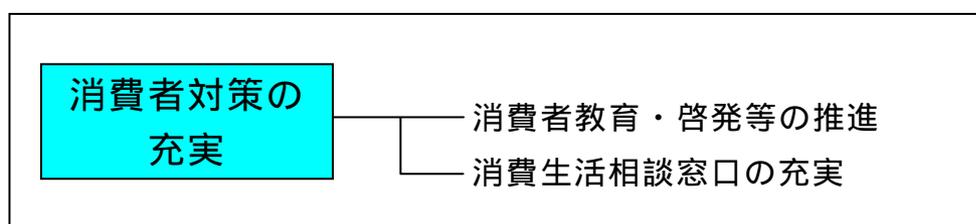
近年、振り込め詐欺や有料サイトの架空請求など、悪質商法の手口が複雑・巧妙化しており、消費者被害は全国的に深刻化する傾向にあります。また、複数の金融業者から借入れをしている多重債務者が増加しているほか、施設・設備や電気製品等による生命や身体に危害が及ぶような事件・事故が相次いでおり、身近な安全・安心に対する人々の関心が高まってきています。

本市では、消費者相談の件数は平成16年度をピークに若干減少傾向にありますが、10年前と比較すると約3倍に増加し、その内容は深刻化しています。また、高齢化に伴い、高齢者からの相談が増加し、相談件数は10年前の約5倍となっていることから、高齢者に対する悪質商法被害を防止する仕組みを構築することが急務となっています。

市民の安全・安心の確保は、国・県・市の基本的な責務であり、企業も安全な製品やサービスを提供する責務は負わなければならない。それらによる事故があった場合は、被害の拡大防止のため迅速な対応を行わなければならない。また、消費者自らも、製品の安全な取り扱いや事業者への的確な対応ができるような知識・習慣を養うことが求められます。

このため、平成17年に策定された国の消費者基本計画及び平成18年に改正された消費生活用製品安全法等に基づき、今後一層、関係機関・団体との連携を密にしながら、消費者教育・啓発の推進や相談窓口の充実等に努める必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 消費者教育・啓発等の推進

県生活センター等関係機関・団体との連携のもと、消費者講座の開催や学校教育、生涯学習における消費者教育の推進、広報紙・ホームページ等の活用による消費生活情報の提供など、消費者教育・啓発等を推進し、市民の消費生活意識の高揚に努めます。

金融学習グループの育成等を通じ、市民の自主的な消費生活に関する知識の習得等を促進します。

### (2) 消費生活相談窓口の充実

事情を丁寧に聞き取り、具体的な解決方法の検討・助言を行うとともに、必要に応じて専門機関に紹介・誘導するなど、相談体制・内容の充実を図ります。

## 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
消費者講座受講者数	人	833	1,500
高齢者等の消費者啓発講座受講者数	人	61	200
消費者関係団体数	団体	22	26
消費生活相談件数	件	352	280

**主要事業**

施策の内容	主要事業
消費者教育・啓発等の推進	消費者教育事業
	消費者啓発事業
	金融学習グループ事業
消費生活相談窓口の充実	消費者相談窓口事業

## 第4章 人々が集う魅力ある便利で安全なうわじま

### 1 計画的な土地利用の推進

#### 施策の方針

市の一体的かつ均衡ある発展に向け、基本構想「土地利用の方向」に基づき、土地利用関連計画の策定及び総合調整を図り、計画的な土地利用を推進します。

#### 現状と課題

土地は、限られた貴重な資源であるとともに、あらゆる活動の共通の基盤であり、住民生活の向上や産業振興のためには、高度かつ有効な利用が必要です。

本市は、愛媛県の西南部に位置する、東西 38.15km、南北約 34.94 km、総面積 469.50km<sup>2</sup>のまちで、県内 20 市町のうち 4 番目に広い市域を有しており、西側一帯は宇和海に面し、その他三方は急峻な山々に囲まれ、沿岸部の平野や内陸部の盆地に市街地や集落が形成されています。

本市ではこれまで、旧 4 市町の総合計画や土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を推進してきましたが、農林業の低迷による農地や森林の荒廃、市街地の空洞化、中山間地域を中心とした過疎化の急速な進行など、さまざまな問題が表面化しています。

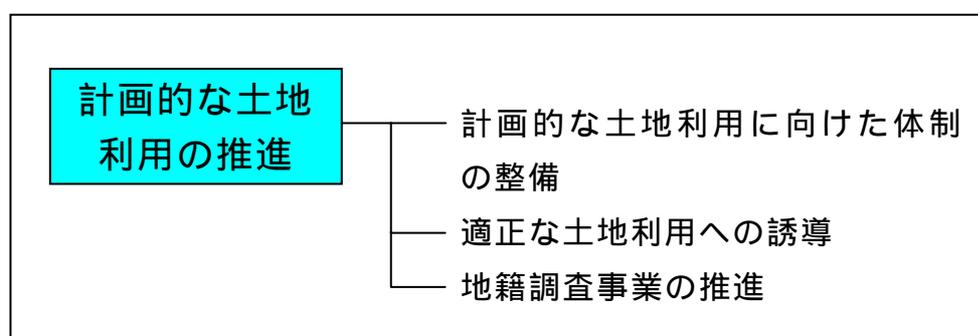
このような中、ミカン栽培と美味米生産に代表される特色ある農業のまちとして、優良農地を保全・活用していくとともに、環境保全の重要性が叫ばれる中、雄大で美しい自然環境・景観や森林の保全に努めることが重要な課題となっています。しかし一方では、四国西南地域の中核拠点都市としての人々が集う魅力ある市街地環境・商業環境の整備や観光・交流基盤の整備など、定住・交流人口の増加や産業振興を目指した都市的な土地利用を進めていくことも大きな課題となっています。

このため、四国横断自動車道の整備などの将来的な動向を的確に見据えながら、長期的・広域的な視点に立ち、土地利用関連計画の策定及び総合調整によって全市的な土地利用の方向性を明確化し、これに基づく計画的かつ調和のとれた土地利用を進めていく必要があります。

また、本市では、土地の適正かつ有効な利用を図るため、地籍調査事業を行っています。地籍調査事業とは、これまで不明確であった土地の実態を正確に把握するため、土地一筆ごとに土地所有者（または管理人）立会のもと所有者、地番、地目及び境界に関する調査を行い、その測量、面積測定後、それらの成果として、地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成する事業です。現在の進捗率をみると、全国では約46%、愛媛県では約77%、本市では51%となっています。

地籍調査事業の成果は、公共事業等の効率化や課税の適正化などさまざまな行政分野で有効に活用することができることから、調査体制の充実のもと、事業を計画的に推進し、早期完了を目指す必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### （１）計画的な土地利用に向けた体制の整備

本市の実情と将来展望に即した計画的な土地利用を推進するため、県等関係機関との連携のもと、都市計画区域・用途地域の見直し及び都市計画マスタープランの策定、農業振興地域整備計画等の土地利用関連計画の見直しを一体的に行い、全市的な土地利用の方向性の明確化を図ります。

## (2) 適正な土地利用への誘導

土地利用関連計画や関連法、関連制度等の周知及びこれらに基づく規制・誘導に努め、適正な土地利用の促進や無秩序な市街地化の防止に努めます。

## (3) 地籍調査事業の推進

地籍を明確化し、土地の適正かつ有効な活用を図るため、関係機関との連携のもと、啓発活動や調査体制の充実を進めながら、地籍調査事業を計画的に推進し、早期完了を目指します。

### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
地籍調査事業の進捗率 (計画面積に対する調査済面積)	%	51.0	60.0

### 主要事業

施策の内容	主要事業
計画的な土地利用に向けた体制の整備	都市計画マスタープラン策定事業
適正な土地利用への誘導	計画的土地利用推進事業
地籍調査事業の推進	地籍調査事業

## 2 市街地の整備

### 施策の方針

人々が集う魅力ある市街地の再生と創造に向け、都市計画マスタープランに基づき、また中心市街地活性化基本計画の策定のもと、計画的な市街地整備を進めます。

### 現状と課題

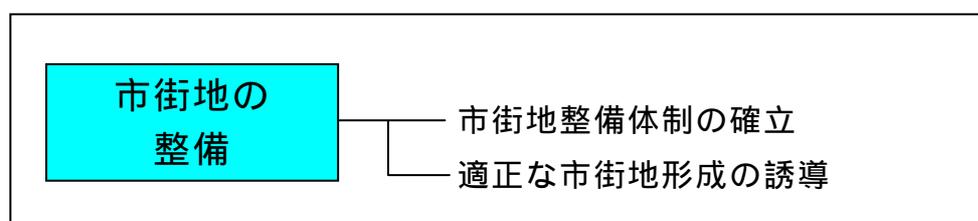
良好な市街地の形成は、人々の定住と交流を促進するとともに、活力ある産業活動を支える重要な要素であり、地域の発展に欠かせないものです。

本市では、健康で文化的な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、南予レクリエーション都市計画として、宇和島地区及び津島地区において都市計画区域及び用途地域が指定されています。

本市ではこれまで、良好な市街地環境づくりに努めてきましたが、社会・経済情勢の変化に伴い、市街地の空洞化や商店街の衰退、未利用地の増加といった問題が表面化しており、四国西南地域の中核拠点都市としての多様な都市機能の維持・強化、快適で安全な居住空間の創出等に向けた計画的な市街地整備が課題となっています。

このため、都市計画マスタープランに基づき、また中心市街地活性化基本計画の策定のもと、全市的な都市づくり体制の確立を図りながら、土地の高度利用や都市施設の整備を進め、人々が集う魅力ある市街地の再生と創造を進めていく必要があります。

### 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 市街地整備体制の確立

都市計画マスタープランに基づき、中心市街地の整備方針を定めた中心市街地活性化基本計画の策定を図るとともに、関連部局、関係機関・団体との連携強化や市民への都市計画に関する啓発等を通じ、全市的な都市づくり体制の確立及び気運の醸成を図ります。

### (2) 適正な市街地形成の誘導

都市計画マスタープラン及び中心市街地活性化基本計画に基づき、都市計画法に基づく適正な市街地の形成を誘導し、中心市街地における商業・業務機能をはじめとする多様な都市拠点機能の維持・充実、快適で安全な居住空間の創出等に努めるとともに、その他の市街地においても、その役割や用途に応じた都市機能の充実に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
市の中心市街地の整備状況に満足している市民の割合( )	%	21.7	25.0

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
市街地整備体制の確立	中心市街地活性化基本計画策定事業
適正な市街地形成の誘導	都市計画事業

## 3 景観の形成

### 施策の方針

美しく個性的なまちづくりとうるおいのある豊かな生活環境の創造に向け、景観計画の策定のもと、地域固有の景観の整備・保全を進めます。

### 現状と課題

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成とうるおいのある豊かな生活環境の創造にとって不可欠なものであり、自治体においても、地域の自然や歴史・文化等の調和によって形成された地域固有の美しい景観を、住民共通の財産として整備・保全していくことが求められています。

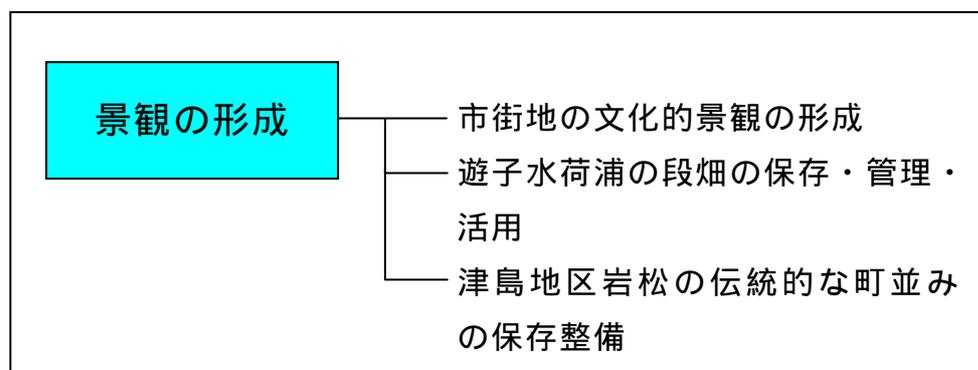
本市は、西国の伊達領として栄えた歴史を持つ歴史ロマンのまちであり、歴史的・文化的景観に恵まれているとともに、「耕して天に至る」といわれる段畑を有するなど、独特の景観を形成しています。

このような中、本市では、景観条例の制定のもと、城山周辺の景観保全に努めてきたほか、平成17年には国の景観法に基づく景観行政団体となり、景観行政の担い手として具体的な施策を実施する景観計画区域の設定等を進めています。

計画区域の景観形成にあたっては、農業や漁業等の地域産業の活性化を図りながら、景観を構成する建築物や工作物等を適切に誘導し、地域が一体となって景観形成を進めることが重要です。

特に、計画区域となっている遊子水荷浦の段畑は、自然と人間の生活の中でつくられた独特の景観であり、地域の財産として適切に保護することが必要です。また、津島地区岩松においても、明治から昭和初期を中心にした古い町並みが残っており、その保存・活用が求められています。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 市街地の文化的景観の形成

景観条例や屋外広告物条例に基づき、市民及び事業者の意識啓発を図りながら、市街地を中心とした歴史文化と共生する個性的で美しい都市景観の形成を進めます。

### (2) 遊子水荷浦の段畑の保存・管理・活用

段畑の保存・活用と農林水産業など地域産業の活性化の視点に立ち、段畑を中心に集落や養殖イカダが浮かぶ海域も含めた範囲を対象に景観計画を策定し、地域一体となった景観形成を進めます。

### (3) 津島地区岩松の伝統的な町並みの保存整備

伝統的建造物群保存地区の指定に向け、町並み保存地区とその周辺地域も含めた広い範囲を景観計画区域に指定して景観計画を定め、岩松の古い町並みの保存に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
景観計画区域の指定	件	1	2
住まいの周りの街並み景観に満足している市民の割合( )	%	42.5	50.0

注) ( )の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
市街地の文化的景観の形成	景観形成事業
遊子水荷浦の段畑の保存・管理・活用	歴史的景観形成事業
津島地区岩松の伝統的な町並みの保存整備	歴史的景観形成事業

## 4 住宅施策の推進

### 施策の方針

定住・移住の促進と安全・安心・快適な住まいづくりに向け、市街地整備等を通じた良好な住宅地の形成を誘導するとともに、公営住再生マスタープランの策定のもと、市営住宅の建て替え・改善等を進めます。

### 現状と課題

良好な住宅・住環境の確保は、人々の定住・移住を促進する重要な要素であり、まちづくりの基本となるものです。

本市は、農林水産業のまちとしての特性や広域的な拠点としての位置づけをはじめ、多様な特性・資源を有するまちですが、少子高齢化の急速な進行や産業全体の低迷等に伴い、人口減少が急速に進んでおり、新たな住宅地の形成をはじめ、定住・移住、U・J・Iターンの促進に向けた施策の展開が求められています。

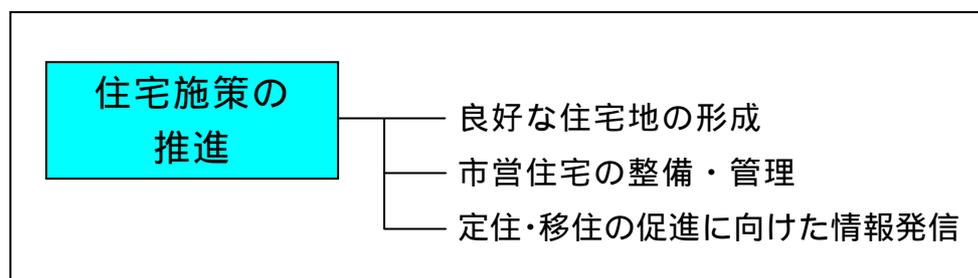
また、市営住宅については、平成18年度末現在、1,123戸を管理しています。

本市ではこれまで、市民ニーズに即した市営住宅の整備・管理を計画的に進めてきました。平成18年度には、高齢化の進行に対応し、シルバーハウジングとして、県内で3か所目の高齢者にやさしい住宅の整備を行いました。

しかし、本市の市営住宅は、昭和30・40年代に建設された小規模な住宅が中心となっており、全体的に老朽化が進んでいるほか、質的にも十分とはいえない状況にあり、老朽化した住宅の建て替えや質の向上が重要な課題となっています。

このため、公営住宅再生マスタープランの策定のもと、質の向上はもとより、福祉的視点や若者の定住促進といった視点を取り入れながら、老朽化した市営住宅の建て替え・改善等を計画的に進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 良好な住宅地の形成

定住・移住の促進による人口減少の歯止めと安全・安心・快適な住環境の確保に向け、居住系市街地の計画的整備や民間開発の適切な誘導等により、良好な環境の新たな住宅地の形成を進めます。

南海・東南海地震に備え、民間住宅等の耐震診断及び地震対策を支援します。

### (2) 市営住宅の整備・管理

今後の市営住宅の整備・管理を総合的、計画的に進めるため、公営住宅再生マスタープランの策定を図ります。

総合的な住環境の向上はもとより、若者の定住促進、高齢者や障害者、子育て家庭への配慮といった視点に立ち、老朽化した住宅の建て替え・改善等を計画的に進めるとともに、家賃滞納への適切な対応に努めます。

### (3) 定住・移住の促進に向けた情報発信

団塊の世代の大量退職も見据え、空き家情報をはじめ、本市への定住・移住、U・J・Iターンを促進する多様な情報の発信に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
バリアフリー型公営住宅数	戸	41	45
耐震基準に適合した公営住宅の割合	%	53.0	57.0
家賃滞納分収納率	%	29.0	32.0
市の公営住宅の整備状況に満足している市民の割合( )	%	15.2	20.0

注) ( )の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
良好な住宅地の形成	民間住宅耐震診断補助事業
市営住宅の整備・管理	公営住宅整備事業
	家賃滞納整理事業
定住・移住の促進に向けた情報発信	移住促進空き家バンク事業
	移住情報の発信

## 5 道路・交通網、港湾の整備

### 施策の方針

広域交流拠点としての機能を強化し、市の発展可能性を高めるとともに、市民の安全性・利便性の向上を図るため、市内道路網の計画的な整備、公共交通機関の充実を進めるとともに、港湾の整備を進めます。

### 現状と課題

道路は、まちの骨格を形成するとともに、住民生活の向上や産業経済の活性化、均衡ある発展に不可欠な都市基盤です。

平成19年4月現在、本市の道路網は、国道56号を主要幹線として、国道320号・378号、主要地方道6路線、一般県道25路線、市道3、141路線で構成されているほか、高速道路として四国横断自動車道の整備が進められています。

四国横断自動車道については、現在、宇和島北IC～西予宇和IC間の整備が進められているほか、これに連なる宇和島道路の保田～高田間が開通に向けて工事の進捗が図られており、また津島地区岩松～高田間の延伸が事業化されるなど、高速交通体系が形成されつつあります。しかし、高速道路本来の効果を発揮するためには、四国が8の字の高規格道路で結ばれる必要があり、津島地区以南から高知県四万十町までの早期整備を要請していく必要があります。

国道については、本市の主要幹線として、引き続き国道56号、国道320号の改良等を要請していく必要があります。また、県道は、国道とともに幹線道路網を形成し、重要な役割を果たしていますが、半島部などの海岸路線においては、地形的な制約により曲折の多い狭隘な道路が多く、今後さらなる改良を促進していく必要があります。

市道については、幅員3.5m未満の狭隘な道路が多く、改良率も低く整備が遅れており、早急な整備が必要となっています。市街地においては歩車道の分離や緑化など質的な向上を図るとともに、各種道路が機能分担する体系的な道路網を形成することが求められています。また、周

辺地域においては拡幅など改良に努め、地域間を結ぶ生活道路として国道、県道との連携を深めながら整備を図る必要があります。

橋梁については、全体的に老朽化が進んでおり、橋梁の長寿化計画を作成し、補強等による延命化を図る必要があります。また、九島架橋については、架橋の直接的効果・社会的波及効果をとりとまとめ、実現に向けて行動を起こしていくことが求められています。

公共交通機関については、鉄道網として、JR予讃線とJR予土線が走り、これら2路線の結節点である宇和島駅をはじめ、9つの駅を有するほか、民間の路線バスや高速バスが運行され、さらに市においても路線バスの廃止路線を中心にコミュニティバスを運行しています。

また、海上交通として、市内2事業者により本土と離島を結ぶ離島航路が運行されています。

本市では、これら公共交通の充実に取り組んできましたが、急速な少子高齢化・人口流出時代の到来や移動手段に関する選好の変化等の社会情勢の変化に伴い、公共交通の利用者は長期的に減少傾向にあります。このような中、高齢者や障害者、通学者、離島住民などの交通手段としてだけでなく、産業経済・観光・文化分野との連携、環境問題・高齢社会への対応の面からも、公共交通の充実が重要な課題となっています。

このため、公共交通のあり方、維持・運営の方向性について、多様な主体による総合的な検討を図るほか、広域的な交通手段としての鉄道の利便性向上、市民の日常生活における身近な交通手段としての路線バスや離島航路の維持・確保、コミュニティバスの充実に努めるなど、地域の実情や地域住民、来訪者のニーズに合った取り組みを進める必要があります。

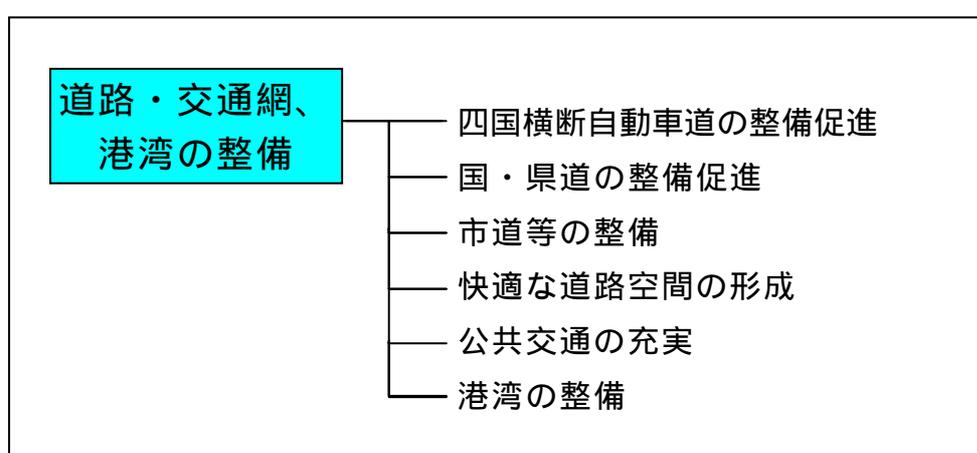
また、本市には、県管理の重要港湾である宇和島港、地方港湾である玉津港・岩松港、市管理の吉田港の4つの港湾があります。

宇和島港は、宇和海の離島を結ぶ交通の要衝として、また南予地方の物流拠点港として大きな役割を担っていますが、近年の外航船舶の大型化には未対応であるとともに、施設の老朽化も進んでおり、物流の低廉性・安全性の面から改善が求められています。また、港内においては、ゆとりと潤いのあるウォータースペース空間が未整備であり、狭い海域では一般貨物船・漁船・遊漁船などの混在による効率性、安全性の

低下などの問題もみられ、港湾機能の一層の充実が求められています。

また、市管理港湾である吉田港は、生糸や木材、柑橘などの積出港として、かつては活気を呈していましたが、道路整備に伴う陸上輸送への転換によって港湾の様相は変化し、現在は生活物資の取り扱い港として利用されています。現有施設は老朽化しており、船舶の大型化に対しても未整備な状態であり、計画的な整備が必要となっています。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 四国横断自動車道の整備促進

四国横断自動車道宇和島北IC～西予宇和IC間、宇和島道路保田～高田間の早期完成を関係機関に積極的に要請していくとともに、事業化が決定された津島地区岩松～高田間の早期着手ができるよう、地元として協力しながら関係機関に積極的に要請していきます。

四国西南地域における産業経済の活性化、観光の振興、交流人口の増加を図るため、四国8の字ハイウェイの早期完成を関係機関に積極的に要請していきます。

### (2) 国・県道の整備促進

本市の主要幹線として、国道56号及び国道320号の整備を要請し

ていきます。

県道について、生活・産業基盤の確立を図るため、生活バス路線を優先して計画的な整備を要請していきます。特に宇和島地区と吉田・三間・津島地区を結ぶ県道については重点的に要請していきます。

### (3) 市道等の整備

集落間を結ぶ道路や公共施設関連道路を重点に整備していくほか、生活道路については、緊急度・必要性を考慮しながら、順次計画的に整備していきます。

道路・橋梁の点検を定期的を実施し、補修及び危険箇所の整備を行います。

九島架橋の実現に向けて、架橋の必要性や効果を明確化して具体的な行動計画を策定し、行動を起こしていきます。

### (4) 快適な道路空間の形成

道路の清掃・美化を進めるとともに、市民の自主的な環境美化・保全活動を促進します。

公道上の不法占用物件、路上放置自転車について、適正な指導及び撤去を行い、適切な道路利用のための管理を強化します。

### (5) 公共交通の充実

産業経済・観光・環境分野等と連携した公共交通のあり方、維持・運営の方向性について、道路管理者・交通事業者・地域住民等多様な主体による総合的な検討、合意形成を行います。

JR 予讃線・予土線の運行ダイヤの充実など利便性の向上を働きかけていくとともに、予讃線へのフリーゲージトレインの早期導入に向けた要望活動を推進します。

市民の日常生活に欠かせない身近な交通手段として、路線バス・コミュニティバスの維持・効率化に努めるとともに、低床バス導入や乗り継ぎの円滑化などにより、一層の利便性向上を図ります。

離島に住む市民の暮らしを支える重要な交通手段として、離島航路の利便性の確保と運行の効率化に努めます。

## (6) 港湾の整備

港湾計画等に基づき、重要港湾である宇和島港について、物流機能の強化や港湾再開発の推進、親水・レクリエーションの場の整備、臨港交通体系の充実、ゾーンごとの合理的な港湾空間の利用など、総合的な整備を促進するとともに、玉津港・岩松港についても計画的な港湾整備を促進していきます。

吉田港について、物流をはじめ、生活・産業を支える重要な社会基盤として、適正な維持管理に努めるとともに、海洋レクリエーション空間の整備や海岸整備など計画的な港湾整備を推進します。

### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
市道改良率	%	27.0	29.0
市道舗装率	%	84.0	85.0
都市計画道路整備率	%	34.0	36.0
市の道路の整備状況に満足している市民の割合( )	%	25.2	30.0
コミュニティバス年間乗車人員	人	42,418	43,000
市の公共交通機関の便利さに満足している市民の割合( )	%	23.7	25.0

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
四国横断自動車道の整備促進	地方道路交付金事業
	高速自動車道周辺整備対策事業
国・県道の整備促進	整備促進要望
市道等の整備	地域再生基盤強化交付金事業
	道路維持事業
	交通安全対策事業
	長寿延命化修繕計画策定事業
	九島架橋建設事業
快適な道路空間の形成	交通安全対策事業
公共交通の充実	公共交通会議設置・開催事業
	鉄道整備推進事業
	生活交通バス路線維持・確保事業
	コミュニティバス運行事業
	離島航路維持・確保事業
港湾の整備	港湾整備事業

## 6 情報化の推進

### 施策の方針

市民のより質の高い暮らしの確保と地域の活性化を図るため、ブロードバンド（光ファイバ等により大容量のデータを高速でやりとりできる通信環境）の整備及び地上デジタル放送対策の推進、行政の情報化を図り、電子市役所の構築及び市全体の情報化を推進します。

### 現状と課題

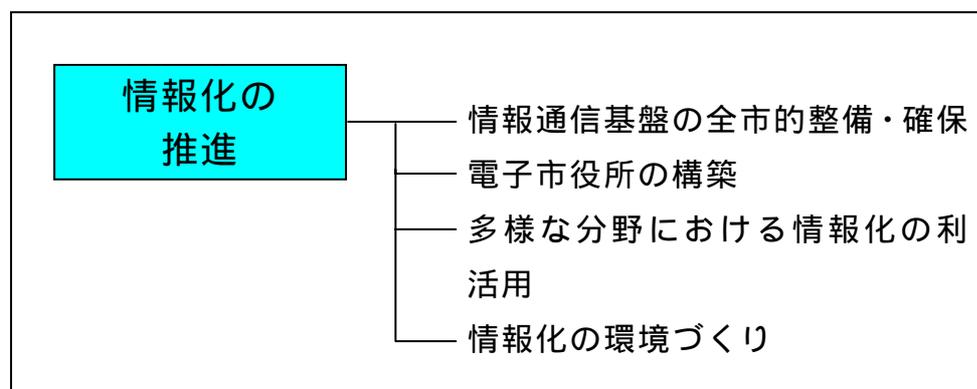
近年の情報通信技術の進展は、情報流通に要する費用と時間を劇的に軽減させるとともに、質の高い情報の交換を可能とするネットワーク型の情報社会へ転換させるなど、住民、企業、行政の社会・経済活動に大きな変革をもたらしています。住民生活においても、インターネットや携帯電話等の情報通信サービスが急速に普及しており、これらを利活用して行政サービスの提供を行う電子自治体の構築が全国各地で進められています。

また、現在、国では平成22年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消するブロードバンド整備の全国運動を展開しているほか、テレビ放送も大きな転換期を迎えようとしており、平成23年にはデジタル放送へ移行することとなっています。

このような中、本市では、合併による各種システムの統合や整備、県電子自治体推進協議会との連携による電子申請の運用など電子市役所の構築に向けた取り組みの推進、離島を含めた市内行政施設、教育施設等の光ファイバケーブルや無線LANによるネットワーク化、情報教育の充実など、情報化に向けた各種の施策を展開してきました。

しかし、島しょ部や山間部など、ブロードバンド環境が利用困難な地域やテレビ難視聴地域も少なくなく、地域間による情報格差の是正が求められているほか、市民サービスの向上や行政の効率化に向けた電子市役所の構築への一層の取り組み等が必要となっています。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 情報通信基盤の全市的整備・確保

地域間の情報格差の是正に向け、民間通信事業者との協調のもと、地域住民のニーズや地域環境等を調査してブロードバンド・ゼロ地域の解消及びテレビ難視聴地域対策のためのロードマップ（時系列で整備予定等を示した図表や地図）を作成し、これに基づく整備を計画的に推進します。

### (2) 電子市役所の構築

県電子自治体推進協議会との連携のもと、電子申請が可能な手続きの拡充や、電子収納システムの構築のためのロードマップの作成・実施を図るほか、電子決済の導入をはじめ行政事務の迅速化・効率化に向けたシステムの整備を図り、電子市役所の構築を進めます。

### (3) 多様な分野における情報化の利活用

全市的な地域情報化の視点に立ち、整備された情報通信基盤を利活用し、防災や保健・医療・福祉、産業、教育・文化など多様な分野における情報システムの整備及び情報サービスの提供を段階的に進めていきます。

## (4) 情報化の環境づくり

市民及び職員の意識高揚と情報活用能力の向上に向け、情報化に関する教育・研修を推進するほか、各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、時代変化に即した情報セキュリティ対策を推進します。

### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
高速インターネット利用可能世帯の割合	%	88.9	100.0
地上デジタル放送に対応している共同受信施設(135施設)の割合	%	0.0	100.0
宇和島ケーブルテレビのサービスエリア	%	47.3	100.0
電子化されている申請事務に占める実際の電子申請件数の割合	%	0.0059	10.0
市の情報通信網の整備状況に満足している市民の割合( )	%	21.4	50.0
市のホームページを利用して行政手続をしている市民の割合( )	%	8.7	15.0

注) ( )の市民の割合(実績)は、平成18年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

### 主要事業

施策の内容	主要事業
情報通信基盤の全市的整備・確保	地域高度情報化事業
	地域情報格差是正事業
電子市役所の構築	電子自治体構築事業
多様な分野における情報化の利活用	地域高度情報化事業
情報化の環境づくり	地域情報格差是正事業

# 第5章 新時代を拓き生き抜く人材を育成するうわじま

## 1 学校教育の充実

### 施策の方針

新時代の本市を担う人材の育成に向け、生きる力（確かな学力、豊かな人間性、健康・体力）を育む教育活動の推進、学校施設の耐震化をはじめ、総合的な学校教育環境の向上に努めます。

### 現状と課題

少子化や核家族化の進行をはじめ社会・経済情勢が大きく変化する中、児童・生徒の学力の低下、規範意識の低下、不登校、非行、健康・体力面の課題など児童・生徒の課題とともに、教員の資質向上や教育ニーズの多様化に的確に対応できる学校運営など、教育課題は極めて複雑多様化しています。このような中、国では教育基本法の改正をはじめ教育関連法案の改正などにより改革を進めています。

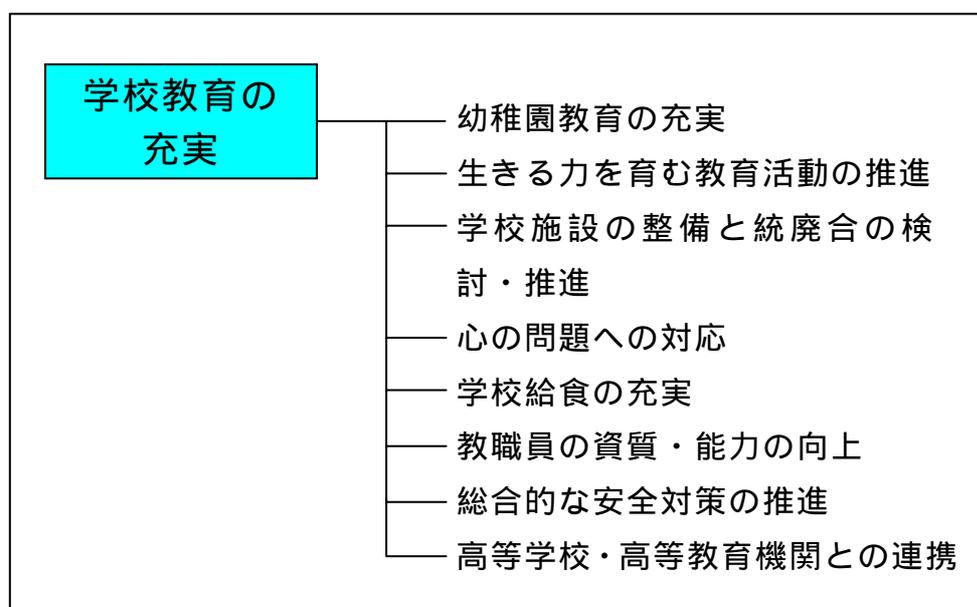
平成19年5月現在、本市には、市立の幼稚園が8園あるほか、小学校が39校（うち2校分校）、中学校が7校あります。

本市では、社会変化に即した教育内容の充実や学校施設の整備をはじめ、教育環境の整備を積極的に進めてきましたが、少子化や人口減少に伴い園児・児童・生徒が年々減少し、その対策が大きな課題となっているほか、南海・東南海地震に備えた学校施設の耐震化、人間形成の基礎を培う幼児教育の充実、これからの変化の激しい社会の中で生き抜いていくための教育内容の一層の充実、いじめや不登校などへの対応、給食体制の充実、安全性の確保などが課題となっています。

このため、今後は、学校施設の計画的整備や学校統廃合の検討・推進を図り、子どもたちが安心して伸び伸びと活動できる環境づくりに努めるとともに、幼児教育機能の充実や生きる力の育成を重視した特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、学校給食センターの整備、さらに

は家庭、地域、学校が一体となった安全対策の推進など、総合的な取り組みを進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 幼稚園教育の充実

生きる力の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園における教育内容・指導体制の充実、幼稚園・保育所と小学校の連携強化を図るとともに、幼稚園と保育所機能の統合化について検討していきます。

### (2) 生きる力を育む教育活動の推進

確かな学力の育成に向け、指導体制の充実及び小・中学校の連携強化を図るとともに、本市の自然や歴史、産業、人材など地域の教育力を活用した特色ある教育・特色ある学校づくりの推進、外国語教育、情報教育、環境教育など社会変化に対応した教育の充実を図ります。

豊かな人間性の育成に向け、道徳教育や人権教育、福祉教育の充実を図ります。

健康・体力の育成に向け、体育、健康教育の充実を図るとともに、関連部門が一体となって食育を推進します。

関係機関との連携のもと、特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。

地域との交流や施設の開放、地域住民による学校評価の実施など、家庭や地域と一体となった開かれた学校づくり、信頼される学校づくりを進めます。

### (3) 学校施設の整備と統廃合の検討・推進

耐震化をはじめ、老朽化への対応や安全管理の充実に向け、緊急度の高いものから学校施設の整備を計画的に推進します。

情報教育のためのパソコンの更新など、教育内容の充実に応じた設備や教材・教具の整備を図ります。

園児・児童・生徒数の減少を考慮し、教育環境の充実を図るため、地域住民の意見を尊重しながら、学校施設の統廃合及び学区の再編を検討・推進します。

### (4) 心の問題への対応

いじめや不登校を生まない学校づくりのための生徒指導の充実、相談員の配置等による相談体制の充実を図り、心の問題へのきめ細かな対応に努めます。

### (5) 学校給食の充実

新たな学校給食センターの整備をはじめ、全市的な給食体制の充実を図り、安全・安心でおいしい給食の提供と地産地消、食育の視点に立った取り組みを進めます。

### (6) 教職員の資質・能力の向上

教職員の研修や研究活動の充実を促進し、教育専門職としての自覚と使命感の高揚、指導力の向上に努めます。

## (7) 総合的な安全対策の推進

防犯ブザーの配布や見守り隊の活動の充実促進等を通じ、児童・生徒の登下校時の安全対策の一層の強化を進めるとともに、安全対策に関する体験的学習の推進や学校内における防犯施設・設備の整備を進めるなど、総合的な安全対策を推進します。

## (8) 高等学校・高等教育機関との連携

市一体となって地域活性化とそのための人材育成を進めるため、市内の高等学校・高等教育機関との連携を強化し、教育内容の充実や地域との交流を促進していくほか、大学など新たな高等教育機関の誘致に向けた取り組みを推進します。

### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
学校施設(校舎)の耐震化率	%	45.5	55.0
学校施設(体育館)の耐震化率	%	48.9	50.0
不登校児童生徒数	人	59	0
いじめの発生件数	件	25	0
食材の地元調達率(地産地消)	%	21.6	26.0
市の幼稚園・小中学校などの学校教育環境に満足している市民の割合( )	%	23.6	50.0

注) ( )の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
幼稚園教育の充実	教育活動・教育環境整備事業
生きる力を育む教育活動の推進	特色ある学校づくり推進事業
	生きる力を育む教育推進事業
	特別支援教育推進事業
学校施設の整備と統廃合の検討・推進	学校施設耐震化事業
	学校統廃合検討事業
心の問題への対応	生徒指導推進事業
	健全育成推進事業
学校給食の充実	給食施設整備事業
	給食運営事業
教職員の資質・能力の向上	教職員の指導力向上事業
総合的な安全対策の推進	健康安全教育推進事業
高等学校・高等教育機関との連携	産学官連携推進事業

## 2 生涯学習の充実

### 施策の方針

いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができ、その成果が本市のまちづくりに生かせる生涯学習社会の確立に向け、推進体制の整備のもと、総合的な学習環境の整備を図ります。

### 現状と課題

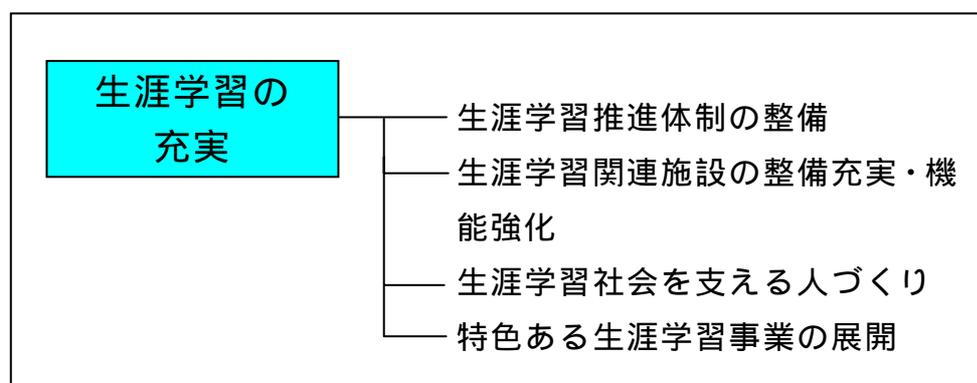
近年、情報化の進展や産業構造の変革など社会環境が急速に変化する中、人々は新たな知識・技能の習得を求められています。また、生活水準の向上や平均寿命の伸長、自由時間の増大等を背景に、個々の必要性に応じた、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができる生涯学習社会の確立が求められています。

本市では、生涯学習センターや公民館をはじめとする生涯学習関連施設を中心に多様な学級・講座や各種事業を開催し、市民に学習の場を提供してきました。

しかし、関連施設・設備の老朽化が著しく、これへの対応が必要になっているほか、ますます高度化、多様化、専門化する学習ニーズに効果的に応えられるよう、生涯学習センターと公民館の学習事業等が一体となった総合的な体制整備が課題となっています。また、自立・共生・協働のまちづくり向け、行政主導型から市民主導型の学習活動への移行が求められています。

このため、全庁的な生涯学習推進体制の整備をはじめ、関連施設の整備充実・有効活用、新たな拠点施設の整備、生涯学習社会を支える人づくりに努めるとともに、市民の学習ニーズを把握しながら、特色ある学習プログラムの体系的な整備と提供等を行い、市民主体の学習活動を促進していく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 生涯学習推進体制の整備

本市らしい特色ある生涯学習社会の確立に向け、生涯学習推進組織の設置のもと、生涯学習推進計画の策定を図り、さまざまな分野で行われている学習関連事業を統合・体系化した特色ある学習プログラムの整備を行います。

### (2) 生涯学習関連施設の整備充実・機能強化

既存の生涯学習関連施設の整備充実を計画的に進めていくとともに、学校等の教育施設との連携強化のもと、より効果的な学習環境の整備を進め、有効活用に努めます。

生涯学習センターについては、本市のあらゆる学習活動の拠点、情報収集・発信基地として位置づけ、学習ニーズの把握や学習情報の提供をはじめとする拠点機能の強化に努めます。

図書館（室）については、学校図書室を含めた市内図書館（室）のネットワーク化や図書の充実など、読書の振興に向けた機能の強化を図ります。

本市の新たな生涯学習拠点施設の整備について検討し、その実現化に向けた取り組みを進めます。

### (3) 生涯学習社会を支える人づくり

市民主体の学習活動の活発化を促進するため、社会教育団体の育成に努めるとともに、指導者の発掘・育成、派遣・登録体制の整備を図り、生涯学習社会を支える人づくりを進めます。

### (4) 特色ある生涯学習事業の展開

生涯学習センターにおいては、まちづくりと結びついた全市的な事業の実施に努めます。

地域の学習拠点である公民館においては、学習ニーズに応じた各分野の講座を開設し、市民の学習活動への積極的な参加を促進するとともに、地域コミュニティの再構築に向け、家庭や学校、地域との連携を図りながら、世代間交流の促進や地域の学習資源を生かした特色ある事業の展開に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
公民館利用者数	人	318,053	355,000
生涯学習関連の主催・共催事業数	事業	440	450
生涯学習関連の主催・共催事業への参加者数	人	78,805	80,000
生涯学習関連の学級・講座開設数	学級・ 講座	118	130
生涯学習関連の学級・講座参加者数	人	7,827	9,000
市の生涯学習活動に関する取り組みに満足している市民の割合( )	%	10.7	12.2
日頃、生涯学習活動をしている市民の割合( )	%	13.3	15.3

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
生涯学習推進体制の整備	生涯学習推進計画策定事業
生涯学習関連施設の整備充実・機能強化	生涯学習施設整備事業
	生涯学習振興事業
生涯学習社会を支える人づくり	生涯学習指導者養成事業
	生涯学習指導者登録・派遣推進事業
特色ある生涯学習事業の展開	生涯学習振興事業

## 3 スポーツの振興

### 施策の方針

市民一人ひとりがスポーツを健康の糧として生活に取り入れられるよう、国民体育大会愛媛県開催を見据えながら、生涯スポーツの環境整備を進めます。

### 現状と課題

自由時間の増大によるライフスタイルの変化や少子高齢化に伴い、人々のスポーツニーズは多様化する傾向にあり、個人の年齢や体力・目的に応じたスポーツを、いつでも、どこでも、いつまでも継続できる環境づくりが求められています。

本市では、四国西南地域陸上競技大会や南予マラソン大会、健康マラソン大会、駅伝競走大会をはじめとするさまざまなスポーツ大会・教室を開催しているほか、スポーツ施設 107 施設の管理運営に努めています。また、39 種目・約 8,000 人で構成される体育協会や 25 団体（平成 19 年度実績）からなるスポーツ少年団が自主的な活動を活発に展開しています。

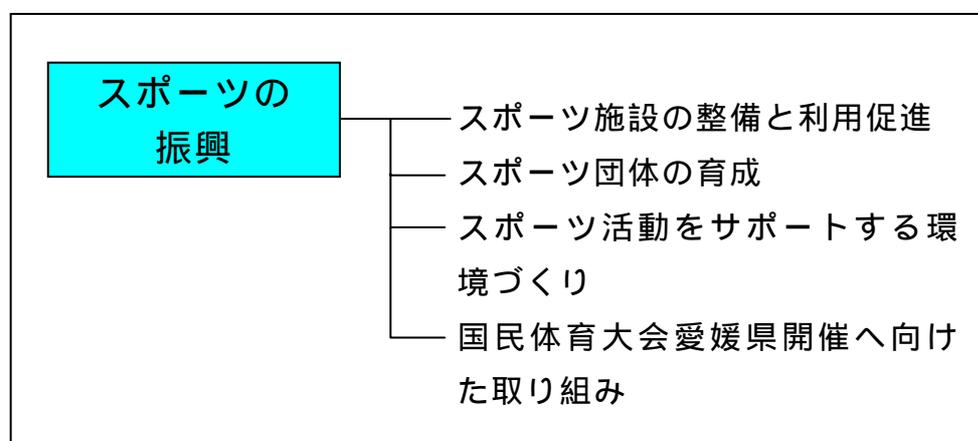
長年にわたって整備を進め完成した丸山公園一帯のスポーツ施設は、野球場、弓道場、運動広場、テニスコート（ハード・オムニ）、全天候型多目的ロングパイル人工芝グラウンド「きさいやグラウンド」、同クラブハウス、多目的天然芝グラウンドを併用する全天候型第3種公認陸上競技場「ガイヤスタジアム」、同クラブハウスが完備されるなど、市総合体育館等とあわせスポーツの拠点としての役割を担う施設が整いました。

今後は、老朽化した施設の整備充実や管理運営体制の充実を進め、広く市民の利用を促進していくほか、豊かなスポーツライフを創造するため、質の高い生涯スポーツ活動を振興することが重要です。

そのためには、各種スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ組織の育成や市民のスポーツ活動をサポートする環境づくりを進め、スポーツ人口の拡大につなげていくことが必要です。

また、平成 29 年の国民体育大会愛媛県開催に向けた新たな市民の連携や交流促進など、地域のスポーツ活動のさらなる活性化に取り組んでいく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) スポーツ施設の整備と利用促進

利用者が安全・安心・快適にスポーツを行えるよう、老朽化の状況や利用ニーズを考慮しながら、各種スポーツ施設の整備充実を計画的に推進するとともに、管理運営体制の充実を図り、市民の利用を促進します。

### (2) スポーツ団体の育成

スポーツ振興の中核を担う体育協会やスポーツ少年団などのスポーツ団体の育成に努めるとともに、地域に根ざしたスポーツクラブとして、総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。

### (3) スポーツ活動をサポートする環境づくり

多様化するスポーツニーズに対応できるよう、体育指導委員をはじめとする指導者の育成・確保、協力体制の整備に努めます。

だれもが気軽に参加できるニュースポーツ、競技スポーツ、地域の特色を生かしたスポーツの振興に向け、体育協会等と連携し、各種スポーツ大会、スポーツ教室等の充実を図り、市民の参加促進に努めます。

#### (4) 国民体育大会愛媛県開催へ向けた取り組み

開催される競技の誘致及び地域スポーツ活動の活性化に連動する競技力・指導力の向上やボランティアの養成に向けた施策について検討するとともに、これを推進するための準備委員会等の組織の設置に努めます。

#### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
市営スポーツ施設の利用者数	人	611,971	615,000
種目別統合による市体育協会加盟団体数	団体	70	42
市スポーツ少年団登録単位団数	団	22	30
スポーツ指導者登録者数	人	71	110
主な全国大会の市民選手・監督出場者数 ( )内は国民体育大会	人	151 (41)	190 (50)
市主催スポーツ教室・大会等の参加者及び運営従事者数	人	16,288	17,000
市のスポーツ振興に関する取り組みに満足している市民の割合 ( )	%	20.1	21.0
定期的(週1回以上)にスポーツ活動をしている市民の割合 ( )	%	21.3	21.4

注) ( )の市民の割合(実績)は、平成18年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
スポーツ施設の整備と利用促進	体育施設管理運営事業
スポーツ団体の育成	スポーツ団体育成支援補助事業
	スポーツ団体連携・育成等支援事業
	総合型地域スポーツクラブ普及支援事業
スポーツ活動をサポートする環境づくり	体育指導委員会運営事業
	レクリエーション・ニュースポーツ体験活動事業
	競技力向上振興事業
国民体育大会愛媛県開催へ向けた取り組み	国民体育大会愛媛県開催地域事業

## 4 文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用

### 施策の方針

より多くの市民が文化芸術に身近にふれ、個性豊かで創造的な市民活動を行えるよう、市民主体の文化芸術活動を促進する環境整備を進めながら、歴史文化の薫り高いまちづくりを一層進めるため、貴重な文化財の保存・活用を図ります。

### 現状と課題

文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、コミュニケーションを活発化し、生きる勇気と喜びをもたらすものであり、人々の生活に欠かせない重要な要素です。

本市においても、市民が文化芸術にふれ、個性を發揮し創造活動に関わることによって、個人が元気になるだけでなく、他者への発信や協働を通じて多くの人々を元気にする力を生み出すため、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境づくりに努めています。

また、文化協会をはじめとする文化芸術団体が自主的な活動を展開していますが、参加者の高齢化や後継者不足、子どもが文化芸術を鑑賞する機会の不足といった状況もみられ、今後一層、支援体制の充実を図り、青少年から高齢者の世代まで、より多くの市民が身近にかつ気軽に活動に参加できる環境の整備を進めていく必要があります。

一方、人々の価値観の多様化に伴い、物質的な豊かさよりも精神的な豊かさが求められ、地域の伝統文化が見直される傾向にあります。

本市は、西国の伊達領として栄えた歴史を持つ歴史ロマンのまちであり、国の重要文化財に指定されている宇和島城をはじめ、有形・無形の文化財が多数存在し、国・県・市の指定文化財が合計で163件にのぼるほか、中世の城郭跡を中心に埋蔵文化財の包蔵地が市内全域にわたって点在しています。

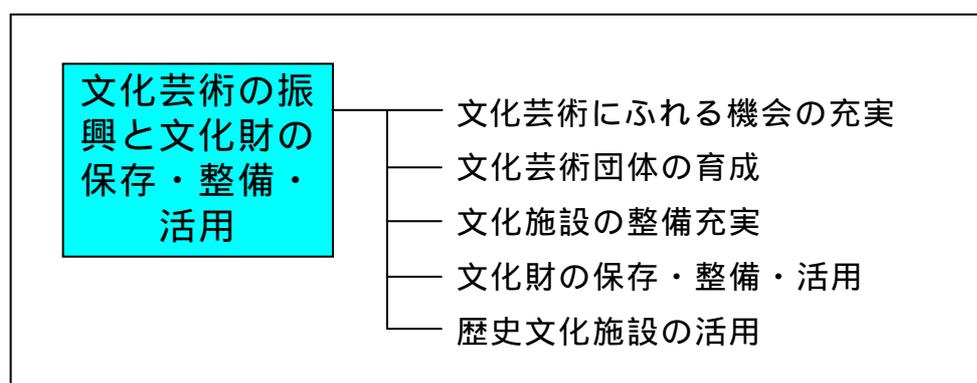
現在まで、これら文化財の保存・活用や埋蔵文化財の発掘調査を進めてきましたが、生活様式の変化や市街化の進行、市民の価値観の変化、後継者不足などにより、文化財は消失の危機にさらされています。

貴重な文化財を後世に残していくためには、積極的な保存の取り組みが必要であり、今後は、宇和島城をはじめ、遊子水荷浦の段畑や岩松の町並みなどの保存整備を進めるとともに、埋蔵文化財の発掘調査を進めていく必要があります。

また、本市には伊達博物館、宇和島城天守・城山郷土館、歴史資料館、吉田ふれあい国安の郷など、歴史文化にふれあえる施設があります。

これらの施設は、市民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、歴史文化や風土を内外に発信するものとして重要な役割を担っていることから、今後とも情報発信や内容充実等を進め、有効活用を図っていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 文化芸術にふれる機会の充実

文化講演会やミュージカルをはじめ、魅力ある文化事業を企画・開催し、多様な文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めるほか、文化芸術に関する情報提供や他地域との文化交流の機会の提供に努めます。

## (2) 文化芸術団体の育成

文化協会をはじめ各種文化芸術団体の育成、指導者・後継者の育成・確保を図るとともに、市民による文化祭や自主的な展示会、発表会の開催を支援し、活動成果を発表する機会の充実に努めます。

## (3) 文化施設の整備充実

既存の文化施設の整備充実を計画的に推進するとともに、高度化、多様化する市民ニーズに対応し、美術館などの新たな文化施設の整備について検討します。

## (4) 文化財の保存・整備・活用

宇和島城については、石垣の修復や天守の改修など、保存整備を引き続き計画的に推進します。また、関連部局相互の連携のもと、景観形成等と一体となった遊子水荷浦の段畑の保存・管理・活用、津島地区岩松の伝統的な町並みの保存整備を推進します。

その他指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、埋蔵文化財についても市民の理解と協力を得ながら調査及び保存・活用を進めます。

無形文化財や伝統行事、祭りなどについても、保存団体や後継者の育成・支援等を通じて積極的にその保存・伝承に努めます。

郷土の文化財に関する説明会や講座・教室の開催、啓発活動の推進等により、市民の歴史文化に対する理解と文化財愛護意識の高揚に努めます。

## (5) 歴史文化施設の活用

伊達博物館や宇和島城天守等の歴史文化施設について、内外への情報発信を積極的に行うとともに、展示資料の充実や魅力ある事業の展開を図り、利用の拡大に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
文化団体登録人数	人	4,123	4,200
市民文化祭参加者数	人	8,115	10,000
現地説明会、歴史講座への参加者数	人	200	300
宇和島城・歴史資料館・伊達博物館・ 国安の郷の入館者数	人	35,272	37,500
市の芸術・文化振興に関する取り組み に満足している市民の割合( )	%	14.2	17.0

注) ( )の市民の割合(実績)は、平成18年6月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
文化芸術にふれる機会の充実	文化芸術振興事業
文化芸術団体の育成	文化芸術団体育成事業
文化施設の整備充実	文化施設整備・管理事業
文化財の保存・整備・活用	文化財保護事業
歴史文化施設の活用	歴史文化施設管理運営事業

## 5 青少年の健全育成

### 施策の方針

青少年が新時代の本市の担い手として心身ともに健全に育成されるよう、全市的な体制整備のもと、各種の健全育成活動を積極的に推進します。

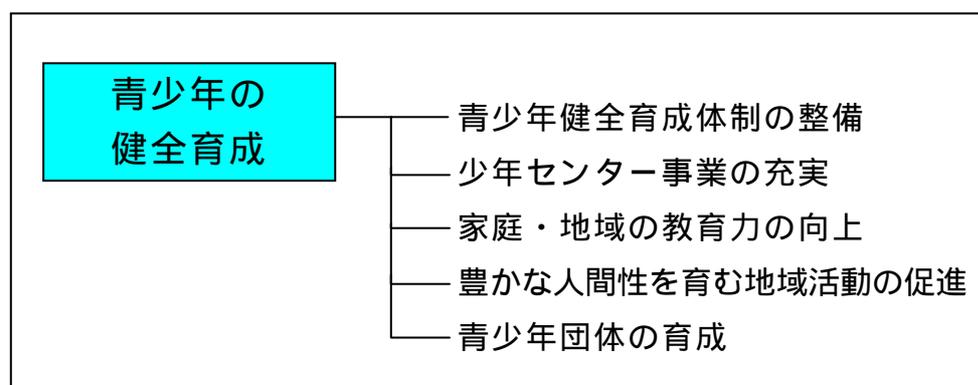
### 現状と課題

社会・経済情勢が急速に変化する中、全国的に青少年をめぐるさまざまな問題が表面化しており、特にいじめや不登校の増加、非行の低年齢化・凶悪化などが大きな社会問題となっています。

本市では、公民館、愛護会、PTA、青少年育成団体などを中心に、子ども会、青年団などの地域における自主的な活動の支援に取り組んでいるほか、少年センターが中心となり、補導活動をはじめ、非行の防止や環境浄化に向けた活動を行っています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化、高度情報化が一層進み、青少年を取り巻く環境はさらに大きく変化していくことが予想されることから、青少年がさまざまな体験活動や交流活動等を通じて豊かな人間性を育み、本市の担い手として健全に育成されるよう、全市的な健全育成体制の整備のもと、一層積極的な取り組みを進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 青少年健全育成体制の整備

各種の健全育成活動を総合的かつ効果的に推進するため、青少年育成協議会の充実を促進するとともに、少年センターをはじめとする関係機関・団体、家庭、地域、学校、行政等の連携を一層強化し、全市的な健全育成体制の整備を図ります。

### (2) 少年センター事業の充実

補導活動「愛の一声」運動を全市的な活動に広げるとともに、非行の防止や有害環境の浄化に向けた活動を推進します。

### (3) 家庭・地域の教育力の向上

関連部局相互の連携のもと、子どもの成長過程に応じた家庭教育に関する講座・教室の開催や子育てサークル等の自主グループの育成・支援を図るとともに、放課後や土曜日などの居場所づくりを進め、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

## (4) 豊かな人間性を育む地域活動の促進

青少年の豊かな人間性を育むため、関係団体等との連携のもと、体験活動や交流活動、ボランティア活動等の地域活動を促進します。

## (5) 青少年団体の育成

子ども会や青年団、愛護会などの青少年団体の活動を支援するとともに、リーダーの育成に努めます。

### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
補導員数	人	142	180
家庭教育講座開設数	講座	22	31
家庭教育講座参加者数	人	2,060	3,000
青少年が参加した地域活動の事業数	事業	58	68
地域活動への青少年の参加者数	人	9,492	10,500

### 主要事業

施策の内容	主要事業
青少年健全育成体制の整備	青少年健全育成振興事業
少年センター事業の充実	「愛の一声」運動推進事業
家庭・地域の教育力の向上	家庭教育総合支援事業
豊かな人間性を育む地域活動の促進	青少年活動振興事業
青少年団体の育成	青少年団体育成事業

## 6 国際化・地域間交流の推進

### 施策の方針

国際化の進展、交流の時代に対応した人づくり、地域づくりに向け、人材の育成や多様な交流活動の展開、開かれたまちづくりに努めます。

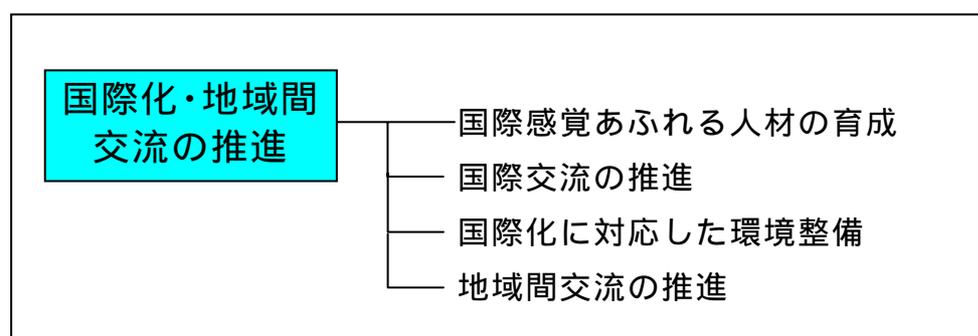
### 現状と課題

情報化や交通手段の発達等を背景に、世界各国間・地域間の距離は急速に縮まり、人・物・情報の交流がますます活発化しています。自治体においても、こうした交流の時代に対応した人づくり、地域づくりが求められています。

本市では、学校教育において、ALT（外国語指導助手）の活用による外国語教育の充実や小中学生の海外派遣研修の推進等を通じ、国際感覚あふれる人材の育成に努めているほか、アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市や中国浙江省象山区との国際交流、長野県千曲市、宮城県仙台市、宮城県大崎市との地域間交流を行っています。

こうした国内外の地域や人々との交流は、多くの分野で市の活性化を促すことが期待されることから、これらの取り組みの充実を図りながら、国際感覚あふれる人材の育成や市民主体の多様な交流活動の促進、さらには外国人が住みやすく訪れやすい世界に開かれたまちづくりを進めていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 国際感覚あふれる人材の育成

学校教育における外国語教育の充実や小中学生の海外への派遣研修の推進、生涯学習における外国語講座の開催を図り、国際感覚あふれる人材の育成に努めます。

### (2) 国際交流の推進

アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市との姉妹都市交流、中国浙江省象山県との友好交流の継続と内容充実に努めます。

市内に住む外国人との交流機会の提供を図り、身近な国際交流活動を促進します。

市民主体の国際交流活動の促進に向け、活動の中心となる国際交流団体、リーダーの育成を図ります。

### (3) 国際化に対応した環境整備

市内に住む外国人や訪れる外国人が生活しやすく行動しやすい世界に開かれたまちづくりに向け、案内板・刊行物等の外国語併記、市役所窓口をはじめ各公共施設における外国人への対応の充実等に努めます。

## (4) 地域間交流の推進

長野県千曲市、宮城県仙台市、宮城県大崎市との姉妹都市交流の継続と内容充実、市民レベルでの交流の促進に努めるほか、本市の特性や豊富な資源を有効に活用し、他の自治体等との交流活動の展開に努めます。

### 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
姉妹都市児童交流事業参加者数	人	43	45
日韓友好交流事業参加者数	人	44	45
日中交流促進実績	人	10	10
市の国内外との交流活動に満足している市民の割合( )	%	9.0	15.0
国内外の地域や居住外国人との交流活動をしている市民の割合( )	%	5.9	10.0

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

### 主要事業

施策の内容	主要事業
国際感覚あふれる人材の育成	国際理解教育事業
	小中学生海外派遣研修事業
	生涯学習振興事業
国際交流の推進	国際交流事業
国際化に対応した環境整備	案内板・刊行物等外国語併記事業
地域間交流の推進	姉妹都市事業

## 第6章 市民と共に歩むうわじま

### 1 人権尊重社会の確立

#### 施策の方針

すべての人がお互いの人権を尊重し共に生きる社会づくりに向け、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

#### 現状と課題

お互いの人権が尊重される社会づくりのためには、人権尊重の精神を育成するとともに、同和問題をはじめとするさまざまな人権課題の解決に向けた取り組みを進めていくことが重要です。

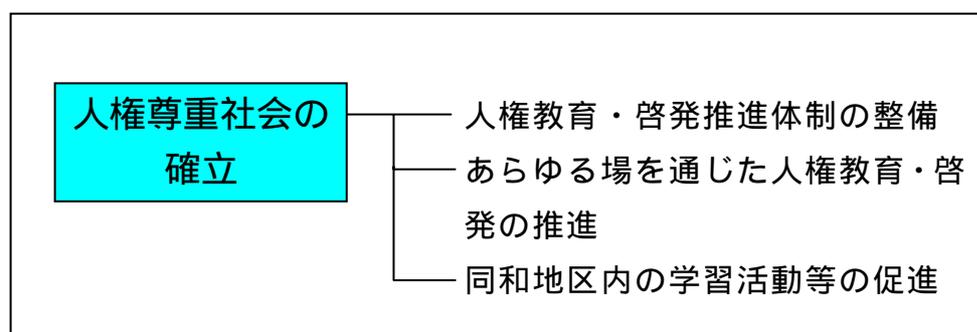
本市では、あらゆる差別や偏見を解消するため、人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例等に基づき、人権教育協議会などの関係機関・団体との連携のもと、同和教育を核とした人権教育・啓発を積極的に推進しています。

こうした取り組みの成果により、「人権は大切だ」、「差別はいけない」という一定の理解が定着してきましたが、「人権や差別の問題を自分の問題としてとらえることができていない」、「日常生活の中で行動や態度となってあらわれていない」といった指摘があります。

基盤となる人権意識を確立するためには、成長・発達の可能性を持った子どもと向き合う学校教育の中でこそ、人権についての豊かな感性や思想を培う必要があります。そして、学校教育で培った資質をより定着させるために、家庭や地域、職場等においても、人権意識の高揚を目指した取り組みを充実させることが必要です。

このため、今後は、これまでの取り組みを十分に踏まえ、市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの課題として主体的に取り組み、人権尊重の精神を日常生活に生かすことができるよう、指針となる基本計画の策定のもと、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進していくことが必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 人権教育・啓発推進体制の整備

本市の実情に即した取り組みを総合的に進めるため、人権を尊重しあらゆる差別をなくする条例に基づき、市の基本計画の策定を図ります。

市民と行政が一体となった人権教育・啓発を推進するため、人権教育協議会の活動支援、関連団体のネットワーク化を促進するとともに、人権教育指導者の育成、人権行政の担い手としての市職員の資質向上に努めます。

### (2) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

子どもから高齢者まで、市民一人ひとりの人権意識を一層高めていくため、これまでの取り組みを踏まえて内容・方法等の充実を図りながら、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域、企業など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

### (3) 同和地区内の学習活動等の促進

周辺地域との交流活動を促進するとともに、子ども会・識字学級等の活動を支援するなど、同和地区内における学習活動等の促進に努めます。

## 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
人権啓発事業(差別をなくする市民のつどい)の来場者数	人	500	1,000
宇和島市が人権が尊重される豊かな社会になっていると考える市民の割合	%		50.0
人権が侵害されたと感じたことがある人の割合	%		5.0
指導者研修会に参加した人数(累積)	人		500
市の人権教育・啓発に関する取り組みに満足している市民の割合( )	%	19.5	50.0
地域・職場での人権教育・啓発活動などに参加している市民の割合( )	%	21.1	45.0

注) ( )の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
人権教育・啓発推進体制の整備	人権教育推進体制整備事業
あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	市民啓発推進事業
	人権教育推進事業
同和地区内の学習活動等の促進	人権教育推進事業

## 2 男女共同参画社会の形成

### 施策の方針

すべての人々が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる男女共同参画社会を実現させるために、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成が促進されるよう施策の推進を図っていきます。

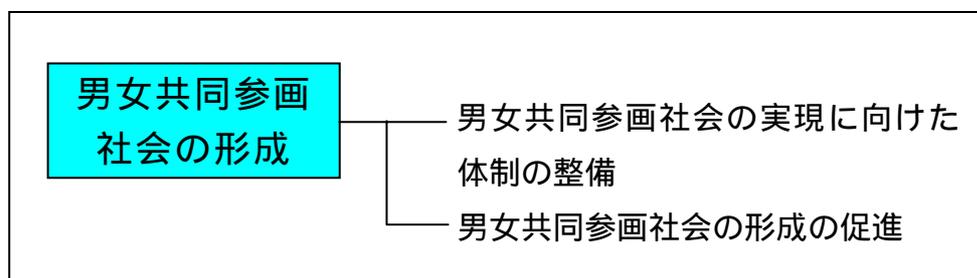
### 現状と課題

男性も女性も、すべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が求められています。国では、平成17年に第二次男女共同参画基本計画を策定し、これまでの取り組みに加え、仕事と家庭・地域生活の両立支援（特に男性も含めた働き方の見直し）や女性のチャレンジ支援、また、より一層幅広い分野における男女共同参画の必要性等を示しています。

本市では、男女共同参画社会の早期の実現を目指し平成18年に男女共同参画推進条例を制定するとともに、平成19年から男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画の策定に着手しています。

今後は、多くの市民の声を反映した基本計画づくりにまい進し、実効性のある総合的な計画を策定するとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に関する施策の推進を図っていく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 男女共同参画社会の実現に向けた体制の整備

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画基本計画の策定を図るとともに、情報提供の充実や学習・研修機会の提供など多彩な事業の展開を通じて意識改革を進め、市、市民、事業者、県及び国による協働体制を構築します。

### (2) 男女共同参画社会の形成の促進

男女共同参画基本計画に基づき、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成が促進されるよう施策の推進を図ります。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
男女共同参画社会の実現に向けた体制の整備	男女共同参画基本計画策定事業
	男女共同参画推進本部事業
男女共同参画社会の形成の促進	男女共同参画推進事業

## 3 コミュニティの育成

### 施策の方針

新たな時代の住民自治に基づく個性豊かで自立した地域づくりに向け、コミュニティ活動の活性化に向けた環境整備を進めます。

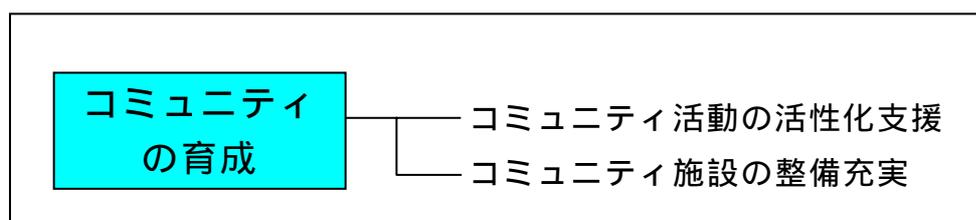
### 現状と課題

都市化の進展や価値観の多様化等により、全国的に地域間・住民間の連帯意識が薄れ、コミュニティ機能の低下が懸念されています。しかし、近年、地域における身近な福祉や子育て・教育、防犯・防災対策などの必要性が高まる中で、共に助け合い支え合いながら自らの地域を自らつくっていくことの重要性が再認識されるようになってきており、コミュニティの再生と創造が大きな課題となっています。

本市では、自治会への加入促進、活動拠点である集会施設の整備・改修への支援等を通じてコミュニティ機能の向上に努めていますが、少子高齢化や過疎化の進行等を背景に、全体的に活動への参加者数が減少しているほか、その活動内容に満足している人も少ないのが現状です。特に、将来のコミュニティを支える若者の参加率の低さが懸念されています。

このため、今後は、本市におけるコミュニティのあり方について検討しながら、コミュニティの再生と創造に向けた環境整備を総合的に進めていく必要があります。

### 施策の体系



## 施策の内容

### (1) コミュニティ活動の活性化支援

広報・啓発活動の推進や講座・教室の開催等を通じ、市民のコミュニティ意識の高揚や自治会への加入促進、リーダーとなる人材の育成を図ります。

地域性を生かした特色あるコミュニティ活動に対する支援を引き続き行うほか、新たなコミュニティ単位の設定・育成や地域住民自らの手による地域計画づくりへの支援など、新時代のコミュニティの形成をサポートする施策について検討・推進します。

### (2) コミュニティ施設の整備充実

活動拠点となる集会所等の整備及び改修を支援するとともに、これらの施設をはじめ、身近な公園、広場などの地域住民による自主管理・運営を促進します。

## 成果指標

指 標 名	単位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
自治会への加入率	%	86.6	87.0
地域のコミュニティ活動に満足している市民の割合( )	%	29.3	50.0
日頃、コミュニティ活動に参加している市民の割合( )	%	49.2	70.0

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
コミュニティ活動の活性化支援	コミュニティ人材育成事業
	コミュニティ活動促進事業
コミュニティ施設の整備充実	コミュニティ施設整備事業

## 4 市民と行政との協働体制の確立

### 施策の方針

市民と行政とが力を合わせた協働のまちづくり、新しい公共空間の形成に向け、総合的な指針づくりのもと、新たなまちづくりの仕組みとして、市民と行政との協働体制の確立を進めます。

### 現状と課題

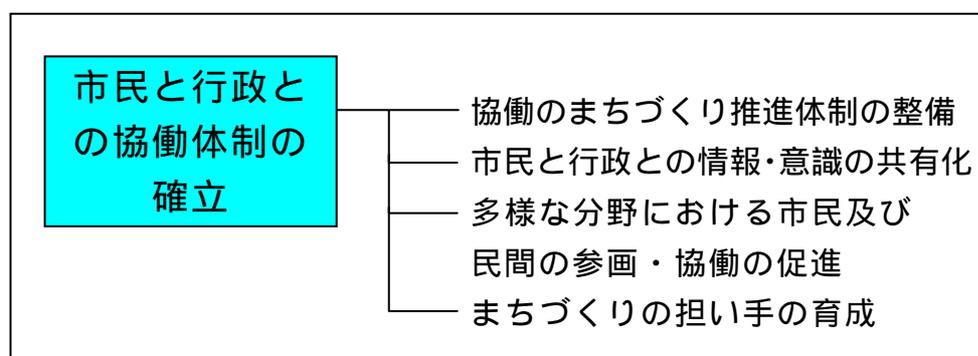
厳しい財政状況が続く中で、多様化する住民ニーズに対応し、自立した自治体を創造・経営していくためには、住民一人ひとりのまちづくりへの参画と協働、これに基づく新しい公共空間の形成が必要不可欠であり、そのためには、住民と行政との情報・意識の共有化を進めながら、多様な住民参画・協働の仕組みを構築していくことが必要です。

本市では、広報紙やホームページによる広報活動のほか、タウンミーティングの開催、意見箱「みなさんの声」の設置などの広聴活動を行い、さらには情報公開条例制定のもと情報公開を推進し、市民の声を反映させたまちづくりに取り組んできました。

このような中、地方産業・経済をめぐる環境の一層の深刻化、三位一体の改革の影響などにより、本市の財政状況は以前にも増して非常に厳しい状況となり、多様化・高度化する市民ニーズに対し、何もかもすべて市で対応することが現実的に困難になってきています。

このため、市民参画・協働に関する指針づくりのもと、広報・広聴活動の一層の充実、情報公開の推進に努めるとともに、多様な分野で市民及び民間の参画・協働を促進し、さらには、新たなまちづくりの担い手として、NPO等の育成・支援に努め、市民と行政との協働体制を確立していく必要があります。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 協働のまちづくり推進体制の整備

協働のまちづくり、新しい公共空間の形成を総合的に推進するため、その指針となる自治基本条例の制定について検討・推進します。

### (2) 市民と行政との情報・意識の共有化

広報紙やホームページの内容充実など広報活動の充実を図るとともに、懇談会やタウンミーティングの開催をはじめとする広聴活動の一層の充実を図ります。

文書管理体制の充実のもと、個人情報保護に留意しながら円滑な情報公開を推進します。

生涯学習における講座・教室の開催等を通じ、本市のまちづくりに関する学習機会の提供を図ります。

### (3) 多様な分野における市民及び民間の参画・協働の促進

審議会・委員会の委員の一般公募やワークショップ、パブリックコメントの実施など、各種行政計画の策定・評価への市民参画・協働体制の充実を図り、政策形成過程からその評価・見直しまで、市民の参画・協働を促進します。

指定管理者制度の導入やアウトソーシング等により、公共施設の整備・管理や公共サービスの提供への市民及び民間の参画・協働を促進します。

文化行事やイベント、祭りの企画・運営等への市民の参画・協働を促進します。

### (4) まちづくりの担い手の育成

まちづくりの担い手として、既存の各種市民団体の育成・支援に努めるほか、新たなボランティアやNPO等の育成・支援に努めます。

#### 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
ホームページへのアクセス件数	件/日	1,300	3,000
市の広報・広聴活動に関する取り組みに満足している市民の割合( )	%	32.2	65.0
パブリックコメントを求めた件数	件	0	5
市の住民参画に関する取り組みについて満足している市民の割合( )	%	13.5	25.0
ボランティア団体登録数	団体	46	48
市内NPO法人数	団体	11	20

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
協働のまちづくり推進体制の整備	自治基本条例制定事業
市民と行政との情報・意識の共有化	広報事業
	広聴事業
	文書管理事業
多様な分野における市民及び民間の参画・協働の促進	市民参画推進事業
	アウトソーシング推進事業
まちづくりの担い手の育成	市民公益活動育成事業

## 5 自立した公共経営の推進

### 施策の方針

地方分権時代にふさわしい自立した公共経営を推進するため、行政改革大綱及び集中改革プラン、財政計画等に基づき、行財政改革を強力に推進します。

### 現状と課題

本格的な地方分権の時代を迎え、今後、自治体には、自らの責任と判断により、あらゆる面で自立したまちづくりを進めていくことができる行財政能力が一層強く求められます。

本市は、平成17年8月に合併し、新たな自治体としての行財政体制の整備を行い、これに基づく財政の健全化や効率的な行政運営に努めてきました。

しかし、本市の財政状況は、長期にわたる景気の低迷や国の三位一体の改革の影響等により、依然として厳しい状況にあり、歳入面では一般財源の柱である市税、地方交付税が大幅に減少し、歳出面では、扶助費や公債費など削減することのできない義務的経費が増加傾向にあります。特に三位一体の改革に伴う地方交付税の大幅な削減により、歳入と歳出のバランスが大きく崩れ、歳入の不足を基金の取り崩しや市債の発行により補てんせざるを得ない状況にあり、今後もこれまで以上に厳しい財政運営を迫られることが予想されます。

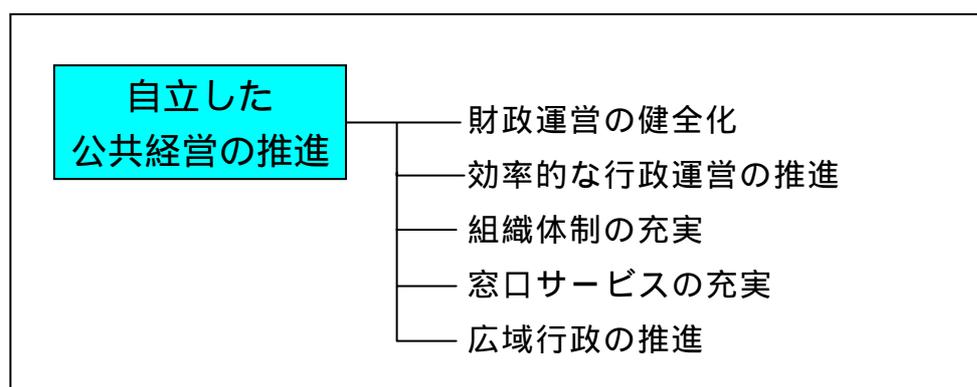
また一方では、少子高齢化の急速な進行や情報化、国際化の進展をはじめとする社会・経済情勢の変化に伴い、行政ニーズはさらに増大・多様化していくことが見込まれます。

このような状況の中、限られた経営資源を有効に活用しながら、自立したまちを創造し、将来にわたって持続的に経営していくためには、民間経営理念・手法導入の視点に立ち、行財政全般について常に点検・評価し、抜本的な改革を進めていく必要があります。

このため、行政改革大綱及び集中改革プラン、財政計画等の指針に基

づき、財政運営の健全化や効率的な行政運営の推進、組織体制の充実、さらには市民満足度の高い窓口サービスの推進など、スリムで効率的な市役所の実現と市民の視点で市民と進める公共経営に向けた行財政改革を強力に推進していくことが必要です。

## 施策の体系



## 施策の内容

### (1) 財政運営の健全化

中長期的視点に立ち、財政状況を分析・公表しながら財源配分の重点化を図り、健全な財政運営を推進します。

公平性及び歳入の確保の視点から、市税等の適正な賦課・徴収、滞納額の縮減を図るとともに、使用料・手数料等の適正化、市有財産の有効活用、新規歳入の検討等を行い、自主財源の拡充に努めます。

補助金や公共工事の見直しを図るほか、事務事業の合理化、債務整理の推進などにより歳出の抑制を図ります。

従来の年功序列型の給与体系から脱却し、個々の能力や実績に応じた給与の適正化を図るため、勤務実績評価制度を確立します。

## ( 2 ) 効率的な行政運営の推進

行政評価システムの導入によるすべての事務事業の見直しをはじめ、アウトソーシングの計画的な推進、公共施設の見直し等を通じ、効率的な行政運営を推進します。

## ( 3 ) 組織体制の充実

組織・機構のスリム化を進めていくとともに、定員管理適正化計画に基づく職員数の抑制、人材育成基本方針に基づく職員の意識改革と能力開発を進め、地方分権時代にふさわしい組織体制の確立を図ります。

## ( 4 ) 窓口サービスの充実

市民満足度の向上に向け、市民の視点に立った窓口業務の集中化・効率化を図るとともに、市民サービスセンターの円滑な運営に努めます。

## ( 5 ) 広域行政の推進

多様化、高度化、広域化した市民ニーズに効果的、効率的に応えるため、道州制の動向も考慮しながら、宇和島圏域をはじめ周辺市町との連携を強化し、広域行政を推進します。

## 成果指標

指 標 名	単 位	平成 18 年度 (実績)	平成 24 年度 (目標)
納税義務者のうち口座振替を利用している市民の割合	%	31.7 (平成 17 年度実績)	50.0
定員適正化	人	1,732	1,584
職員研修	人	268	327
市の行政改革に関する進捗状況について満足している市民の割合( )	%	8.4	30.0
市職員の対応に満足している市民の割合( )	%	35.5	50.0

注) ( ) の市民の割合(実績)は、平成 18 年 6 月に行った住民アンケート調査の結果による。

## 主要事業

施策の内容	主要事業
財政運営の健全化	財政健全化事業
	市税賦課事業
	租税啓発事業
	納期内納付推進事業
	市税等収納事業
	職員給与適正化事業
	財産台帳整備作業
	普通財産貸付・売払い
	有料広告事業
効率的な行政運営の推進	事務事業の再編・整理事務
	アウトソーシングの推進事務
	公共施設の見直し事務
	職員提案制度
	総合計画進捗管理事業
組織体制の充実	組織・機構の再編事務
	定員適正化事業
	人材育成事業
窓口サービスの充実	戸籍住民基本台帳事業
	窓口業務体制改善事業
	市民サービスセンター運営事業
広域行政の推進	都市間連携体制の充実・強化
	共同事業の推進